産業資本主義段階における

近代的独占の存在形態 ①

――北東イングランド石炭独占の歴史的性格―

林洋夫

若

問題の所在<目次>

比更 リンプラ

)(北東イングランド石炭鉱業の存在構造)

(2) 石炭鉱業における労働力編成と資本・賃労働関係(1) 石炭鉱業における技術改良と労働手段体系

(以上、第二十四巻第五・六合併号)

(3) 炭坑企業の展開と鉱区所有

(1) 石炭流通機構と市場=独占禁止政策の展開過程一 石炭流通機構と市場=独占禁止政策・石炭税制の展開

三 北東イングランド石炭独占の歴史的展開

石炭税制の展開過程

(以上、第二十五巻第二・三合併号)

① 「出荷制限協定」成立に至る前史

〔一 「ホストメン・カンパニー」の解体・再編

- 「グランド・アライズ」の歴史的性格
- 「出荷制限協定」の成立と展開―一七七一年~一八二八年(以上、本号)

- (2) 北東イングランド石炭独占の歴史的展開過程 一 「出荷制限協定」の成立と展開―一八二九年~一八三四年三月 二 危機と再建―一八二九年~一八三四年三月 二 た機と再建―一八二九年~一八三四年三月 炭鉱主・ファクター協定の成立と展開―一八三四年六月~一八四三年
- 総括―北東イングランド石炭独占の歴史的性格―前期的(初期)独占および 「最新型独占」との歴史段階的比較考察
- 一八三五年タイン炭鉱主協定規約

付 属 資 料 Ⅰ 一八三三年タイン・ウェア炭鉱主連合協定規約

北東イングランド石炭独占の歴史的展開

沿いの深層炭坑の相次ぐ開坑によりもたらされた熾烈な競争、いわば初めての本格的な自由競争の展開の帰結で に一七五○年代─六○年代とくに六○年代後半以降の蒸気力排水機関、および自然通気法に代わる人工通気法と しての「気流循環法」の普及・一般化によるタイン河下流とくにニューカスルより下流の諸炭坑およびウェア河 ン・ウェア両河流域の諸炭鉱を包摂して一七七一年に成立した石炭出荷制限協定は、既に第一章で詳述したよう 北東イングランドのノーサンバーランドおよびダーラム両州をほぼ東西に流れ北海 (North Sea) に注ぐタイ

時あたかもイギリスにおける産業革命の開始期にあたり、一方では以後の石炭需要の一般的増加傾向に支えら 産業資本主義段階における近代的独占の存在形態目(若林)

の運賃率における優位性)に支えられ、 ランド炭田が他の諸炭田に対してもつ地理的立地的(=自然的)優位性 (荷嵩品である石炭の産炭地から消費地市場まで 他方ではロンドンを中心としたイングランド東部沿岸地方および東南部地方の石炭市場において北東イング 何回かの中断を含みつつ、「出荷制限協定」はイギリス産業資本確立後の

協定の中断期間についてスウィージー、レヴィおよびウィリアムス等の間で必ずしも一致していないが、その最

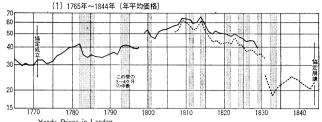
八四四年(形式上の崩壊宣言は一八四五年)まで続いた。

~同年八月、⑩三三年~三四年二月(三三年八月以降暫定協定あり)、であった。(1) 五ヶ月、③一八〇〇年、④一二年、⑤一四年、⑥二一年、⑦二四年六月~二五年七月、⑧二六年、⑨二九年一月 長期間をとる−それが最も適切というのではない−と、①−七八○年~八六ないし八七年、②九○年代半ばの三~

それを allotment という)をめぐる炭鉱間の対立にもとづくものであり、 しかも優良炭鉱(最上質炭を生産するか、(2) とづくものであった。 または低コストの生産条件を有する炭鉱)の割当量増加要求や協定割当量に対する生産=出荷超過をめぐる対立にも かかる協定の中断は、 後述するように、 主として生産=出荷割当量(河川・地域別の割当基準を basis、炭坑毎の

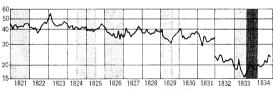
シアティブを基盤としていたことがその再建を容易にした、と思われる。 軸とし、②さらに生産=出荷割当協定が生産能力を基準としつつも炭質をも考慮に入れ、協定が優良炭鉱のイニ し消費地市場で二〇~三五%に及ぶ石炭価格の暴落 (第3図参照) を引き起し、 優良炭鉱といえども 著しい 利潤 (率)低下を免れえなかったからである。また、①炭質=銘柄による等級別価格協定が最上質炭 (best coal) を基 それにも拘らず、協定の再建をもたらしたのは、協定(独占)の崩壊による自由競争の再開が産炭地市場ない

第3図 ロンドン石炭価格の推移

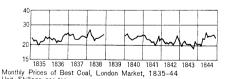


- Yearly Prices in London.
 Shillings per London Chaldron by the Greenwich Hospital.
 1765-98, 2nd grade coal;1799-1829, 1st Grade.
 1807-31, Shillings per London chaldron, London Market,
 1831-44, Shillings per ton, London Market
- 註 1) 出典 Sweezy, op. cit., pp. 157-9 (chart IV) より借用・作成.
 - 2) は協定が全面的ないし部分的に存在しなかった期間を示す(スウィージ ーによる).
 - 3) 1777年以前にも協定の存在しなかったことがあるが、期間は不明.
 - 4) この図のより正確な理解のためには、石炭諸税の推移、インフレーション(1797-1815) を考慮する必要あり,





Monthly Prices of Best Coal, London Market, 1831-34 Unit: 1821-31, Shillings Per London Chaldron, 1831-34, Shillings Per Ton.



Unit: Shillings per ton.

- 註 1) 出典 Sweezy, op. cit., pp. 153-7 (ChartI, II, III) より借用・作成.
 - がは協定が全面的ないし部分的に存在しなかった期間を**、**は 暫定協定(価格協定のみ締結)期間を示す(スウィージーによる).
 - 3) この図のより正確な理解のためには、石炭諸税の推移、インフレーション (1797-1815) を考慮する必要あり.

如何を問う、という順序で叙述をすすめたいと思う。 となる存在構造の変化をもたらした其々の転機に焦点を当てつつ時系列的に整序し、②かくしてその歴史的性格 さて、本章ではかかる北東イングランド石炭独占の成立から崩壊に至るまでの歴史的展開過程を、 ①その節目

の問題では決してない。 第二・四半期(一八二六―四九年)に形成されてくるニューカスルを中心とするタイン河流域の「グランド・アラ 再編されていった(=「近代化」)かということである。 War)―共和制時代―王政復古―名誉革命の諸期間を通じ一八世紀 初頭に 至るまでにそれがどのように解体され れわれが問題にするのは絶対王政末期における初期独占としてのホストメン・カンパニーではなく、 格」を授与され、ニューカスルの石炭の生産・流通を支配=独占したカンパニー)にまで遡らざるをえない。 リース」〔Grand Lease〕を前史にもち、一五九九―一六〇〇年、 王権〔エリザベスⅠ世〕の「特許状」により「特権法人資 ル せよ、こうした研究史の現段階をも十分に考慮して北東イングランド石炭独占の歴史的性格を検討しようとする また問題そのものの積極的意義が認められていない事情に注目せざるをえない。このことはひとり経済史学だけ 経済史家のあいだ)では産業資本主義段階に独自的な近代的=資本主義的独占の存在自体が無視ないし等閑視され、 ・ホストメン・カンパニー」(Company of Hostmen of Newcastle-upon-Tyne、一五八二—八三年の「グランド われわれはわが国では田中豊治教授によって詳細に解明された初期独占の一典型であるあの「ニューカス(4) 次にわれわれが検討しなければならないのは、 北東イングランド石炭独占の歴史的性格を問題にする場合、 少なくともわが国の研究史上 (とくに かかる近代的独占の存在を方法的に捨象してきた理論経済学の問題でもある。 これが独占の歴史段階的比較を行うために不可欠の第一の ホストメン・カンパニーの解体・再編以後一八世紀 内乱 (Civil しかし、 いずれに

イズ」(Grand Allies, or Grand Alliance) を中核とする諸炭鉱による「独占」の歴史的性格であろう。

初めて包摂したばかりでなく、既に指摘したように一七五〇年以降両河流域において新たな立地条件のもとで開 タイン河流域諸炭鉱に対抗する競争相手として登場してきたサンダーランドを中心とするウェア河流域諸炭鉱を 七七一年以後の北東イングランド石炭独占は、これに対して、一七世紀中葉以降ニューカスルを中心とする

坑されてくる新優良炭鉱を中核とするものであることに止目される必要があろう。

紀末に至る「大不況」の過程で成立してくる高度な「生産の集積」を基礎とする「最新型の独占」との理論的方 法的な歴史段階的比較考察を要請されるであろう。この課題は、本章第三節「総括」のなかではたしたいと思う。 他方で、われわれは、北東イングランド石炭独占の歴史的性格を問題にする場合、一八七三年に始まり一九世 かくして、われわれは、北東イングランド石炭独占(「出荷制限協定」)成立に至る前史の考察からはじめたいと

思う。

- (\(\pi\)) P.M. Sweezy, "Monopoly and Competition in the English Coal Trade 1550-1850", pp. 39-41, 90, 94-5, 103, on the Coal Trade of those Counties", 1846, pp. 11, 41-2. Coal Industry", p. 36; T.J. Taylor, "Observation Adressed to the Coal Owners of Northumberland and Durham, 107, 153-7; H. Levy, "Monopoly and Competition", pp. 116, 120; D.J. Willams, "Capitalist Combination of the
- (2) Levy, $\mathit{op. cit.}$,p. 117. 他方で、河川・地域別および炭坑毎を区別することなく、割当基準を一般的に basis と 表現している事例も多いと思われる(Sweezy, op. cit., p. 60ff; Williams, op. cit., p. 32)。本稿末尾の資料「一八 三五年タイン炭鉱主協定規約」をも参照せよ。
- (3) 産業資本主義ないし資本主義一般の理論体系において拡大された 「資本一般」(カール・マルクスの 固有の経済的範疇)の論理次元においては、自由競争の絶対的(=理想的)支配のみを前提とすることは方法的に当

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態目(若林)

六一 (三四五)

争は、第3節で考察するように概念的には独占を、しかも封建的(前期的)独占ではなく近代的独占を対自的概念と してもつことによってはじめて十全な規定を与えられる、と思われるからである。まして、歴史的事象の認識におい 然のことであるが、「競争論」では自由競争と独占との相互関係が考察対象の一つとなるであろう。けだし、自由競 政策問題の一つとしてとりあげたのである。 ろう。少なくとも、イギリスにおける国民と議会は一八三六年に至るまで北東イングランド石炭独占を当時の重要な ては、産業資本主義段階において(近代的)独占が存在しないことをア・プリオリに前提することは許されないであ

tute of Mining Engineers', Vol. XV, 1866, pp. 184-9, を参照 Coal Trade in the Counties of Durham and Northumberland", in 'Transactions of the North of England Insti Coal Trade of the North of England", 1844, pp. 13-16; W. Green, "The Chronicles and Records of the Northern Review', Vol. XXVII, Oct. 1921, pp. 7-8; M.Dunn, "An Historical, Geological and Descriptive View of the XIV; E.R. Turner, "English Coal Industry in the Seventeenth and Eighteenth Centuries", in 'American History and the Coal Trade",(以後"Annals"と略称する)rep, ed. (1971) [1st ed., 1898], Vol. I, chaps. IX-X, XIII-註(4)(本誌第二五巻第二・三合併号、一〇四ページ)の文献、および、R.L. Galloway, "Annals of Coal Mining 田中豊治『イギリス絶対王政の産業構造』二一二一三〇八ページ。外国文献については、本稿の白、第一章第3節

(1) 「出荷制限協定」成立に至る前史

制復古―名誉革命という市民革命期を通じて、幾多の紆余曲折を経ながらも一八世紀初頭までにその初期独占と 市 (borough) としての都市自治体機構との密接な結合関係③王権との緊密なる連繫 (=利害の共棲関係) という相互 に密接な関連のある三つの特徴をもつ初期独占としての「ホストメン・カンパニー」は、内乱―共和制時代―王 「ホストメン・カンパニー」の解体・再編 ①ギルド的編成にもとづいた排他的成員構成②特権的自治都

しての性格を剝奪=解体されつつ第二章で指摘した炭鉱主と船主・船長 (=買付け商人) とを媒介するフィッター の―なお「地方ギルド」的性格を残存させてはいるが―より開放的な組合 (fraternity of fitters, or agents) に編

この解体・再編過程を前述した諸画期を中心にして説明しよう。

成替え=再編された、と思われる。

ピューリタン革命期(一六四○—六○年) 絶対王制末期から内乱(Civil War, 一六四二—四九年)勃発に至るま

進行をとめることはできなかった。 免がれ (同条例2項)、ピューリタン革命期を越えてなお存続したが、 それにもかかわらずその解体・再編過程の(4) らず、「ホストメン・カンパニー」はあの一六二三—二四年の「反独占条例」(Statute of Monopolies)の適用を での王権と癒着して下からの産業の自由な発展を抑圧する初期独占に対する世論の激しい批判と攻撃にもかかわ

ニューカスルからの石炭を搬入することを禁止する布告(ordinance)を出し、四四年初め議会軍と同盟したスコ となり、内乱勃発とともに、議会軍と王党軍との北部の支配をめぐる中心の一つとなった。四二年一月、議会は lists)の拠点となり、カンパニー内部の主要な炭鉱主は王党派の中枢を構成した。一六四〇年にスコットランド "国民盟約軍" (the Scottish Covenanters) に占領されたニューカスルは、その撤退後に王党派の支配するところ トランド軍による再占領後(一一月)まで撤回されなかった。(6) 「ホストメン・カンパニー」それ自体の性格からも明らかなように、ニューカスルは内乱期には王党派(Roya-

所・炭鉱・営業権は没収され、スコットランド軍への戦費返済のために格安値で (at bargain prices—スウィージ ニューカスルが議会勢力の支配するところとなった結果、王党派の中枢となっていたホストメン=炭鉱主の地

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態目(若林)

三(三四七)

ー)売却された、といわれる。(?)

議会に「ホストメン・カンパニー」に授与されていた「大特許状」を廃止する法案を提出した。(エエ) 占め独占」をも考慮しなければならない)に対する反対運動の結果、議会に「営業とコーポレイションに関する委員 ン・チョルロドン当り一七シリング八ペンスから五三年には二一シリングに上昇していた。しかしこれは販売市場における「買 会」(Committee of Trade and Corporations) が設けられ、タイン石炭業の調査に乗り出した。結局、 の弱められたとはいえなお存続していた 「大特許状」による「独占」(ケンブリッジでの石炭価格は三三年のロンド その後、一六五三年、あのガーディナー (Ralph Gardiner, Gent.) に率いられた、「ホストメン・カンパニー」 同委員会は

散したことによって、法律として制定することができなくなったのである。まさに、クロムウェルが「ホストメ(ミニ) ところが、かかる法案が議会に提出された直後の五三年一二月、クロムウェルがクーデターによって議会を解

ン・カンパニー」を救う結果となったのである。

状況に対する「公式の譲歩」(the formal concessions) を余儀なくされた。というのはこうである。同年、 主や商人)は、「ホストメン・カンパニー」に対する攻撃を再開し、その結果、ホストメンは既に変化していた と会見するために」ホストメンの委員会が任命され、その委員会は②「独占に対する苦情を受理する 本 委 員 会 Abuses in Monopolies) の聴聞会に代表団を派遣することを命令され、その結果、①「ノーサンバーランド・ダ ーラム両州の(ニューカスルの)市民権のない炭鉱主(the unfree Cole Owners 以下、非市民=炭鉱主と略す--引用者) ィナーらの運動によって、 ホストメンは議会の「独占の悪弊防止のための委員会」(Committee for Preventing こうした経過のなかで、五九年に釈放されたガーディナーと彼の支持者ら(ニューカスル・タウン外の富裕な炭鉱 ガーデ

は既に進行していたことを公認したにすぎなかったのである。すなわち、一六四○年以降、石炭供給の増加傾向(፡3) 出荷するための勧告について彼らと交渉」し、 (ニューカスルからの出荷量は一六○八―九年に約二三・九万トン、二六年に約二九・六万トン、 五九―六○年に約四六・二 (「独占の悪弊防止のための委員会」―引用者)が作成した提案にしたがって彼ら(非市民=炭鉱主―引用者)の石 炭 を 「ホストメン・カンパニー」は非市民=炭鉱主の石炭を取り扱うことをうけいれたのであるが、それ ③「本委員会にそこでの彼らの (出荷) 手順を保証する」ことを

万トンであり、他方でサンダーランドからのそれは、それぞれ、約一・二万トン、約三・三万トン、 約一三万トンであった)(4)

over-weight bonus)) ②および非市民=炭鉱主の石炭売却という二つの問題をめぐって内部対立を繰り返していた。 こうしたなかで、五一年、「ホストメン・カンパニー」は、①ホストメンはスコア (score=110チョルドロン) 当 は三七年五月に贈与炭を廃止する政令を発布したが、その後もこの慣行は続き一七世紀半ば頃二〇チョルドロン当り四―五チ にはあるホストメンが八チョルドロンに対して二チョルドロンの贈与炭をしたことで摘発された (チャールズー世 四一―二年に四人のホストメンが非市民=炭鉱主の石炭を船積み・出港手続をしたことで摘発され、 ョルドロンの贈与炭が提供されていた。 ホストメンは①計量超過(over-measure)による石炭引渡し(贈与炭の慣行〔practice of gift coal, これはのちに、第二章で指摘した歩留保証〔scorage〕という法認された慣行となる〕。 四四四 |五年

かりでなく、修業期間をつとめてホストメンの構成員となる徒弟を採用しかつ他の 入して出荷することを許可すること、を決定した。多くのホストメンは、こうして非市民=炭鉱主を激励したば いことを条件にホストメンが非市民=炭鉱主の石炭を自己勘定で(ホストメンの名儀で、潤色して〔'colouring'〕) "諸職業" ('misteries') から

り一チョルドロン以上の贈与をしてはならないこと(罰金二〇ポンド)②および委託で(on commission)販売しな

六五 (三四九)

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態目(若林)

構成員として登録させる慣行(その法的根拠は、一六○三−四年の「北部地方裁判所」〔Council of North〕の「裁定」お である) をつくっていったのである。 (15) よび「附帯裁定」、一六○四年のジェイムスⅠ世(James I)の「大特許状」にあるが、内乱期に至るまでは無視され続けたの

反動時代の王政復古期にはホストメン=炭鉱主と非市民=炭鉱主との提携の気運さへ生まれてくるのである。(5) つづけた「ホストメン・カンパニー」は、ピューリタン革命期には炭鉱主とフィッターへの内部分化を進行させ、 かくして、内乱期に至るまで「炭鉱主の組合」(company, or fraternity of coal-owners) としての性格を保持し

古)によって前述した以上の成果を獲得できず、(エン) 議会を通じた石炭業「独占」の改革運動は一六六○年春のチャールズⅡ世(Charles II)の復位(王政復 「ホストメン・カンパニー」の「大特許状」自体は廃止されな

可するニューカスル=タウンからの代行権(commission)を獲得した。 (8) 新たな活力を与えた。六一年に「特許状」を彼等にとって一層有利なものにすることを企図して、抬頭してきた なかったと思われる)、 プ=リッチモンド・シリングを負わせる試み)させる 方法を検討する 委員会を任命し議会に請願し(この企図は実現し サンダーランドから船積みされる石炭にチョルドロン当り一シリングを課税(ニューカスルと対等のハンディキャッ 王政復古期(一六六○−八八年)チャールズⅡ世の復位による王政復古は王権を支持する大部分のホストメンに 六二年には非市民=炭鉱主が直接出荷し船積みするすべての石炭の差押え(seizure)を認

ンドンの大疫病(the Great Plague、一六六四—六五年)・大火(the Great Fire of London, 一六六六年)の重なった また、四○年以後のホストメンらのコンビネーションの事例が、第二次英闌戦争(一六六五─六七年)およびロ

停止協定を採択した。(②) 日に開かれた会議で、 結果としての未売却石炭の在庫累積 (一〇~一八ヶ月分) に悩まされていたホストメン=炭鉱主は、 三〇シリングを越えてはならないという命令を採択した。オランダ海軍の海上封鎖による船積み不能およびその(3) クス、ケント、サーリィの各治安判事の会議が開かれ、三月二二日以降石炭価格はロンドン・ 年三月六日に 南部地方への石炭輸送がきびしく制限されるなかで、 六五―六七年に唯一の記録として残されている。 「石炭度量衡・価格規制法」が成立し、 この価格規制に対抗して在庫を捌くことを名目に五月一日から九月二九日までの炭鉱操業 オランダ海軍の海上封鎖によりイングランド東部沿岸地 石炭の高騰に関する調査が行なわれ、 六五年三月二〇日、 ロンドン市長とロ ンドン、ミドル その結果六四 チ Ξ 同年四月二七 ル ۴ p 一六五 ン当り セ 7.東 ッ

ば彼等が独立した組織として行動しうることを示すものであり、他方では、 的に避けていることである。 業停止協定は 六年五月および八月に同じ趣旨の最高価格制限命令(九月まで継続)が出されるなかで、 しかし、 フ 「ホストメン・カンパニー」の議事録に記載されていないこと②およびロンドンないし石炭価格への言及を意識 ィ この協定のなかで止目されるべきことは、①二三人のホストメン=炭鉱主だけが署名して、 ッ ターとが十分に分化すると同時に相互に利害対立の局面が生じうることを示すものである、 ホストメン=炭鉱主はフィッターとの関係においてカンパニーをなお完全には放棄してい 「ホストメン・ このことは、一方では、 カンパニー」 の総裁・執事・カンパニー自体の正式の命令という形式をとったので ホストメン=炭鉱主のイニシアティブと事情が必要とすれ ホストメン=炭鉱主とホストメン= 同年五月に締結された操 この件 、と思われる。 なかった。 K つ い 7

代〔上限一三四テン〕一年当り五〇ポンド・上限を越える鉱区使用料テン当り七シリング六ペンスという近代的契約〔modern ばれるようになるものである)。 (26) 北海に面する海岸沿い(the village of Cullercoats)の小独立港で行なわれたのである。他方で、七九年以後「ホス(タキ) arrangement] であった) が行なわれ、 リーデル・エンド・カンパニー ラム司教管轄権 トメン・カンパニー」の「特許状」は更新されず、八一―二年に満期となったあの「グランド・リース」はダー(53) いしほとんど干与しなかったばかりでなく、そこからの石炭の出荷・船積みは彼等の管轄権(タイン河水域)外の のイアーズドン (Earsdon) の諸炭鉱のリースが行なわれたのであるが、これらの諸炭鉱にはホストメンが全くな ットレイ(Whitley)の諸炭鉱のリース(一一年契約で、初年度テン[ten]当り七シリング六ペンス、 第二年度以降定額地 ・パートナー (Colonel Liddell & his partners) にリースした(これが、次項で説明するように、彼らの子孫トーマス・ 六七○年代半ば頃から八○年代半ば頃にかけて新たな事態が展開される。 (the See of Durham) に復帰し、その後ダーラム司教はそれを直接コロネル・リーデル・エンド 〔Sir Thomas Liddell & Co.〕が保有し、普通「グランド・アライズ」〔Grand Allies〕とよ 八五年にはタイン河の河口に近いノース・シールズ(North Shields)近郊 七五年、 タインマウス近郊のホイ

化、いやむしろ炭鉱主のホストメンとしての性格の稀薄化傾向(ホストメン資格自体の放棄を意味しない)と徒弟の 独立および他の に応じてホストメン=フィッター ン・カンパニー」自体がフィッターのカンパニーへと換骨奪胎(=再編)される過程が進行し、 こうして、紆余曲折を経ながら、王政復古期においても、ホストメンの炭鉱主とフィッターとへの分化=独立 "諸職業』からの流入によって増加するフィッターのカンパニーへの再結集によって「ホストメ (Hostmen fitter) は炭鉱主の石炭の売却・出荷代理人としての一八世紀初頭以 その過程の進行

降の固有の営業活動に専念していくようになる、と思われる。

1 Wm. & Mary, c.30 おょび九三年の 5 Wm. & Mary, c.6) は、周知のように、一五六六年のかの「財務裁判所」 名誉革命 (一六八八年)——八世紀初頭 名誉革命の翌八九年に成立した「王室鉱山条例」(Royal Mines Act,

条)と規定した。 とえ金または銀がそれから採取されうるにしても、王有鉱山(Royal Mine)であると裁定され、看做され、 は解されてはならない(但し、金・銀に対する国王の先買権〔right of pre-emption〕を認めた―引用者)」(八九年法第四 に帰属するのか地表所有者に帰属するのかという点――を完全に払拭し、「銅・錫・鉄・または鉛の鉱山は、今後、 (the Court of Exchequer) の判決における曖昧な点——金·銀を含む卑金属鉱石(銅、錫、鉄、 および鉛)が国王大権 また

炭業団結禁止法」は「営業の自由」原理を現実的に実現しようとする制度的政策の一環である)が、当面の「ホストメン・ に一掃され、営業の自由は制度的政策原理として確立していくのである(第二章で指摘した一七一〇—一一年の「石 こうして、ブルジョア革命の二つの時期を通じて、国王大権にもとづく独占特許と癒着した初期独占は終局的

カンパニー」の帰趨に関しては次のことを指摘しておくことが有益であろう。

men coal-owners)を支援した廉で、「ホストメン・カンパニー」より三ヶ月の営業停止処分をうけた。(3) 人および石炭商人(lightermen and buyers of coals)と同盟した非市民=ジェントルメン=炭鉱主(unfree gentle-ソンらは司法長官 (Attorney-General) に提訴したが、その訴状のなかでホストメンの諸機能を次のように指摘し 七〇三年、アトキンソン (Charles Atkinson)をはじめとする六人のホストメンは、 ロンドン・シティの艀商 アトキン

ていることに止目すべきであろう。

て、 の間で活動しており、そして彼ら自身以外に誰もそのように活動するための苦労をしないでありましょうし……したがっ の賃率(certain rates)で支払いをうけております。 したがって彼らが〔しかも彼らだけが〕、今では、炭坑主と船長と 長に売却することが慣行となっており、さらに時々彼ら(ホーストメン)は近隣の炭坑主と船長との間の協定により一定 は、これらのホーストメンが炭坑主らから一定の価格で (at certain prices) 石炭を購入し、それをキールに運び込み、船 たは小艇の石炭をニューカスルからそれを運送する石炭船まで運搬することの面倒をみることであります。そして、今で 引受けている業務 いのであります…」 「ニューカスル・アポン・タインにはホーストメン(Hoastmen)またはフィッターとよばれる人たちがおります。 彼らが (2) (2) こューカスルでのすべての石炭取引は、彼らが主張しますようにこれらのホーストメンの手中を通らなければならな (Business) は、近隣の諸炭坑から運ばれてくる石炭をキールまたは小艇に積み込み、さらにキールま

約(yearly bond)を結ぶようになったのである。 民=炭鉱主の代理人としても活動するようになり、その社会的地位も低下し、一八世紀初頭には炭鉱主と年季契 らなお「地方ギルド」的性格を残存させた「フィッターの組合」へと解体=再編されたことは明らかであろう。 しかも、既に指摘した内乱期以降のフィッターとしてのホストメンが増加しつづけるなかで、フィッターは非市 見られるように、一八世紀初頭には、「ホストメン・カンパニー」は一七世紀初頭以来の「炭鉱主の組合」か

る。」という『裁定』(verdict)を下し――「ホストメン・カンパニー」は前記の独占権が彼らの特権であるという主張を 分する独占権を法律上もっていない〔一六七九年以後「特許状」が更新されなかったことを指すものと思われる―引用者〕。 いかなる炭鉱主もニューカスルで自分自身の石炭を船積みしようとするのであれば、彼はそれを行うことができ さて、アトキンソンらの提訴に対して、司法長官は、「彼ら(ホストメン)はタイン河で石炭を船積みし売却処 これは命令とはならなかったが、 名誉革命以降の営業の自由をますます支持する時代的思潮を反

映して"権威の重み』(the weight of authority) をもったのである。(ヨì)

を除いて、ほとんど残存していないといわれる。(※) ンの艀=一次卸商人に支払うプレミアムをニューカスルでの船上渡し価格に転嫁するためのコンビネーション等 諸炭鉱のコンビネーションの試みに関する事実資料は、一七○○年前後、一七○三年、一○年、一八年のロンド ンパニー」の炭鉱操業停止協定締結および命令以後一八世紀の最初の二〇年間までの期間におけるタイン河流域 [1] 「グランド・アライズ」の歴史的性格 一六六五―六六年のホストメン=炭鉱主および「ホストメン・カ

炭鉱を含めた生産割当・価格規制協定の成立によってすすめられ、中断期間は不明であるが、四九年まで続いた。 かかる炭鉱主のコンビネーションの性格は、何よりもまず、「グランド・アライズ」の結成目的そのもののう 一八世紀におけるタイン河流域諸炭鉱の最初の典型的コンビネーションは一七二六年の「グランド・アライズ」 の結成を契機とし、 少なくとも当初は「グランド・アライズ」のイニシアティブによる他の諸

それは、 二六年六月二七日付で、 当時の最大級の三名の炭鉱主であったウォートレイ(the Honorable Sydney

Wortley, Esq.)、リーデル (Sir Henry Liddell, Bart.)、ボーズ (Geo. Bowes, Esq.)、およびその他の者 (彼らのパー トナーであると思われる)との"四者間協定』("Quardrupartite Agreement") として成立した。(33)

多くは将来の採炭使用のためのもので当面は放置されたまま固定地代 (dead rent) のみを支払うのであり、かく して他人による新炭坑の開坑を妨げることである。第二に、鉱区使用権ないし通行権を買収または賃借しえない この協定の第一の目的は、可能なかぎり多くの鉱区使用権および通行権を買収または賃借し、しかもそれらの

七一(三五

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態目(若林)

71-00年の過程である工程では何可言里								
炭	鉱	主	名	割	当	量	割当	~(%)
Sir Henry Edward Wo George Bow Lady Clave George Pitt Richd Ridde Fra. Rudste Mr. White Messrs. Sir Felling	ortley Esq. ves Esq. rling Esq. ey Esq. on Esq.	rt. & Partners	Grand Allies	Newca	80,00 54,00 44,00 22,00 17,00 46,00 14,00 6,00 10,00	0 0 0 0 0 0 0 0	15 4 2 2	9 59.1
	合		計		301,00	0	100). 0

第20表 1733年の協定による生産=出荷割当量

- 註 1) 出典 Sweezy, op. cit., p.25 より作成。
 - 2) この協定締結の月日および発効日は不明である。

۴

アライズ」は、

タイン河のみでなく、重要な競争相手であ

の生産割当・価格規制協定の締結を企図した。その際、「グラン

を占めていた(第20表参照)条件のもとで、

ンド・アライズ」のみでニュ

ーカスルからの石炭出荷量の過半

他の既存の諸炭鉱と

運搬道公有化運動を想起せよ――を企図した。第三に、当時

ーグラ

アライズ」の占めた比重と②協定に参加した炭鉱主の出自な次に、①生産=出荷割当 (=制限) 協定における「グランドある。 (34)

アライズ」は協定締結の際にはウエア河流域諸炭鉱に対して一・一万には一七七一年以前には締結されなかったと思われるが、「グランド・るウェア河流域諸炭鉱との協定を企図したこと――これは実際

を妨害すること――三〇年代の北部イングランド炭坑主たちの石炭炭を産出するタイン河南側)の諸炭鉱からの 最短距離による出荷がそれを使用するわけでは決してない――、その付近(とくに最上質がそれを使用するわけでは決してない――、その付近(とくに最上質がのでは、タイン河に接する数多くの石炭積み出し波止場(St

ない炭鉱主(一〇人)のなかで上位五人の位置は決定的であることが示されている。しかも、この割当総量は三三(s) ができる。すなわち、ここでは、「グランド・アライズ」だけで割当量全体の五九・一%を占めその圧倒的比重 ○○ポンドの罰金ともなって定められた)と関わって、三一年、それが競争相手から拒否されると、「グランド・ア(ホア) ほとんどすべての炭鉱主が参加していることを示唆している。最後の点に関して付言すれば、「グランド・アラ(38) 年のニューカスルからの実際の出荷量二九・一万ニューカスル・チョルドロン(沿岸二七・五万K・c、海外向一・ の最大の努力を払った)を含めると八一・七%と全体の%を越えるほぼ絶対的ともいえる比重を占め、もともと少 し社会的地位について説明しよう。第一の点については、三三年に締結された協定(第20表参照) により知ること イズ」が混合炭を最上質炭として売却しようとしていた企図(一七三〇年制定法で「銘柄詐称による販売の禁止」が五 は明白であり、 それに次ぐ リドレイとクレイバーリング(「グランド・アライズ」はこの二人を協定に参加させること 因に翌年の出荷量は両者あわせて二七・四万N・c)を一万チョルドロンも上回っており、 この協定には

ランド・アライズ」の生産=出荷量は全体の五〇%以下になっていたようであるが、その後の細目は明らかでな(33) (33) ての炭鉱主を参加させ、石炭価格はすぐに従来の水準に戻ったという経緯があったのである。三九年頃には、「グ ッ ン資格を保持していたが、「ホストメン・カンパニー」のなかでの役割は明らかではない。(4) 九シリングにさへ引下げてその協約 (terms) に従わせようとし、遂に三二年初めにその協約にとって重要なすべ ライズ」はニューカスル・チョルドロン当り一二シリングであった船上渡し価格を九シリング六ペンス、さらに ター=ホストメンとして船主・船長=買付け商人への売却・出荷業務を営んでいなかったことは行論のなかで 第二の点について、第20表に登場する一○名の炭鉱主のうちウォートレイとピットを除いて八名はホストメ しかし、 彼らがフィ

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態目(若林)

tley—男爵の爵位の正式授与前に死亡)を母方の祖父とし、 ケント州の サンドウィッチ伯(Earl of Sandwich)のモ 族」といってよい人物である。ウォートレイは、ニューカスルの出身ではなく、ウォートレイ卿 (Sir Henry Wor 彼の父 (Sir Henry Liddell) は一七〇八年当時「ホストメン・カンパニー」の総裁 (Governer) であり、「炭鉱貴 をうけたコロネル・リーデル・エンド・パートナー (Colonell Liddell & his partners) の 継承者であり、 明らかになるであろう。 =ラーベンスワース家の血筋をひき、また「グランド・リース」が満期となった際ダーラム司教よりそのリース 最大の炭鉱主リーデルは、一七世紀初頭の最大のホストメン=炭鉱主であったリーデル しかも

Shire for the County of Durham)であった人物である。クレイバーリング夫人は、遅くとも一六二二年以降ホスぽ) ンタギュー卿を父方の祖父とする人物である。ボーズは、二九年にダーラム州の州選出下院議員(Knight of the $^{(4)}$ トメン=炭鉱主であった家系を継ぎ、 また一六九三年に ダーラム司教より ブラックバーン・フェル (Blackburn

と思われる)の継承者であると思われる。 以上の四名以外の炭鉱主の出自ないし 社会的地位の細目はなお 明らか(4) Clavering クレイバーリング夫人との続柄は明らかでないが、彼女が未亡人であることから推測すれば、彼女の夫ではないか Fell)の鉱区をリーデル(Thomas Liddell)とともにリース(三代満期契約)をうけたクレイバーリング卿(Sir J.

カンパニー」の中枢人物(リーデルおよびクレイバーリング)の子孫もいることが確認しうるのである していった階層に属し、しかもそのなかには一七世紀第一・四半期の「炭鉱主の組合」としての「ホストメン・

の「ホストメン・カンパニー」の解体・再編過程でホストメン資格を残しつつも炭鉱主 (炭鉱資本家) として分化 ではないが、指摘した点だけから見ても、彼らの多くは前項で明らかにした一七世紀後半以降一八世紀初頭まで

第三に、ここで、主として炭鉱主のコンビネーションと関連して、炭鉱主とフィッターとの関係を説明しよう。(45)

た)もとりあげられる事態となった時、リーデルは、その責任をフィッターと船主・船長に向けさせるためにノ ける輪番制で船荷を売りに出す協定(艀=一次卸商人のプレミアム請求への対抗措置でロンドンではファクターが協力し 為は、 nation of economic interest and political power)) が、フィッターは "潔白" (clear) とされ、 け目のない外交』〔the astute diplomacy of Liddell〕ないし "経済的利害と政治力とのコンビネーション』〔the combi 心した。そうして、艀商人を"大圧制者"(great oppressors)として非難させることには成功した(リーデルの ーサンバーランド・ダーラム両州を中心とする主として炭鉱主でもある下院議員等に働きかけて世論づくりに腐 て、炭鉱主が生産=出荷割当協定を結んでいたと思われる二九年には、彼らはフィッターに船主・船長への引渡 みを行なわせる場合引渡し証明書なしでフィッターが適切と考える行動をする許可を与えていたのである。そし、(な) た一七一〇年代から用心深く集団的に行動しないようにとりきめ、表面上、 は ムを提供した廉で非難されたのである。(4) によってはじめて可能になったことは言う迄もない。(%) し指示を与えていたのである。 前章で指摘したとおりである。ところで、とくにニューカスルの炭鉱主は、コンビネーションが違法とされ 七二九年初め以来、議会でロンドンにおける石炭騰貴が問題とされ、そのなかでフィッターと船長との間にお 「グランド・アライズ」を中心とする炭鉱主が銘柄証明を行うフィッターにそれを強要し協力させること さらに、劣等炭と優良炭とを混合して優良炭として売却するという違法な営業行 この経過のなかで、一七三○年制定法 (3 Geo. II, c.26) が成立したこと ニューカスルで輪番制で石炭の船積 炭鉱主はプレミア

で、三六年に船上渡し価格をニューカスル・チョルドロン当り一三シリングに引上げようとし、同時にロンドン・ 三〇年代を通じて、「グランド・アライズ」のイニシアティブによる生産=出荷割当・価格規制協定が続

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態目(若林)

七五 (二五九)

ーを傘下におさめていた。(53) あると思われる。三九年初めに、 分への嫌疑に対する回答を宣誓して陳述しなければならない、というものであった。これは、炭鉱主のコンビネ ーションを石炭出荷=売却過程で支えるものであり、炭鉱主に対するフィッターの協力=従属関係を示すもので を生じさせた場合には、 ッターもカンパニーの利益のために定められた規約のいずれかを逸脱したという嫌疑をうける道理に適った原因 できるだけ毎月後第一週に出荷割当を受ける④其々のフィッターの所有キールは一隻とする(?)⑤いかなるフィ 結され、以後継続されたフィッター内部の秘密協定フィッター出荷〔割当協定〕(the Fitters' vends) は次のよう を維持し、吊り上げるためのコンビネーションが存在している」として下院へ請願書を提出したが、この年に締 およびその他の手続きによる(石炭の)引渡しを行なっていることから」生じる懸念を表明し、「現在、石炭価格 われた。翌三八年四月二七日、ロンドン市長・参事会・ロンドン下院は、「最近の石炭価格の騰貴と、 ーは、不足しているフィッターが割当量の出荷を完了するまで、出荷業務を中止する③したがってフィッターは な特徴をもっていた。すなわち、①フィッターの出荷量は月毎に割り当てられる②割当出荷量を越えたフィッタ ェア(share)を保証——これなしには優良銘柄炭の買付け→消費地市場での売却選好が生じる——するものであったとい 3 (=フィッター)が署名した文書による協定は出荷割当とともに輪番制にもとづく引渡しによる劣等銘柄炭のシ ルドロン当り一シリングのプレミアムを除去しようとしたといわれ、三七年一〇月頃に炭鉱主と彼らの代理 当人は、 カンパニーの二名の立合いのもとで、 炭鉱主の次回会議に出席し、 「グランド・アライズ」は、二○○名のキール船員を雇用する主要なフィッタ 船長が輪番

七七一年以前の最期の炭鉱主のコンビネーションは四六—四九年に存在したが、これが「グランド・アライ

ズ」のイニシアティブのもとにあったか否かは不明である。 ・アライズ」のイニシアティブによる生産=出荷割当・価格規制協定とそのもとでのフィッターの出荷量割当・ しかしながら、本質的には、三〇年代の「グランド

輪番出荷協定による協力体制の継続である、 以上説明してきた――必ずしも十分とはいえない――諸史実を念頭におきながら、「グランド・アライズ」型コン 、と思われる。(54)

ビネーションの歴史的性格を考察したいと思う。

シリング程度であった)を根拠として北東イングランド炭田にほぼ完全に依存している、ということである。(旣) であり、ミッドランドからロンドンまで〔一○○マイルと見積る〕石炭を運送すれば運賃だけで一四○シリングを越える。 賃と陸上運賃との隔絶し た格差(一七四三年のロンドン・チョルドロン=マイル当りターンパイク運賃はほど一七ペンス はロンドンを中心とするイングランド東部沿岸・東南部地方の諸市場にあり、これらの地方は石炭供給を海上運 まず第一に指摘しておかなければならないことは、 ニューカスル―ロンドン間〔航路約三五〇マイル〕の石炭船運賃は二九年にロンドン・チョルドロン当り七~八 ニューカスルを中心としたタイン河流域諸炭鉱の蓄積基盤 かか

のかぎりでは一七七一―一八四四年の「出荷制限協定」も同様である。 いえこゝではウェア河流域諸炭鉱との連携を欠いているが――によってこれらの市場の独占を可能にしたのであり、そ

間競争の欠如ないし不可能性こそ、北東イングランド炭田内部のみのコンビネーショ

(炭田)

われる)点で不安定性が付き纒ってはいるが、 第二に、既に指摘したように、 かかるコンビネーションは、 少なくとも三○年代末までは「グランド・アライズ」による鉱区 ウェア河流域諸炭鉱との連携を欠いている(と思

通行権・タイン河隣接地の (買収・リースによる) 「独占」によって支えられた。これらを実際に使用しない場

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態目(若林)

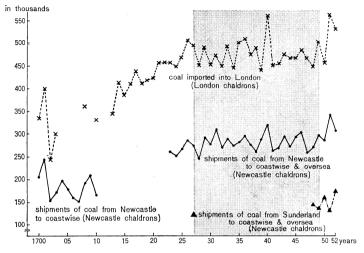
ず、一三シリングで売却することによって連合王国に八三、五〇〇ポンド(ニューカスル・サンダーランド両港の総 達した、と指摘されている。この超過利潤は炭坑地代に吸収されないかぎりで炭鉱主が取得したのであるが、そ 出荷量に関わることと思われる)の 追加負担=独占的超過利潤を課したといわれている。(タロ) の一部は未使用鉱区・通行権等への地代支払いに充当された。 私が第一章で紹介したあのスロックレイ炭坑の監督=炭坑技師のブラウンのホワイトへヴン炭坑のスペディング は七シリング六ペンス以下であり、九シリング六ペンスで売却して公正な利潤(fair profit)が得られるにも拘ら 長期かつ高価なリースを背負わされたのであり、しかもそれをその後長年にわたって取り除くことができなかった」というア シュトン=サイクスの指摘を想起せよ!――のであり、かかる非合理的な鉱区・通行権等の独占「政策」は逆にまた 合に支払う固定地代(dead rent)が多ければ多いほど稼働炭鉱の利潤を侵食する——「独占者らは(the monopolists) (Carlistle Spedding) 宛書簡の中で、コンビネーション下の利潤は"闘争的取引"(a fighting trade) 時の三倍に ンビネーションを必至とするのである。三九年当時のニューカスル・チョルドロン当りの船上渡し炭の総費用 また、四六―四九年に、

位するのである。 (fi. でいる、といわなければならない。換言すれば、鉱区独占ない鉱区所有の集中が生産の集積の低位性を補完・代(66) 鉱石の帰属に関して「土地所有者主義」を原則としているイギリスではなおさら――著しく乖離する可能性をつねに孕ん 条件と②炭鉱技術という社会的=歴史的条件とに依存するかぎりでは、生産と資本の集積と集中は 一炭坑ないし坑当りの生産の集積(石炭鉱業における厳密な意味での生産の集積)が①石炭の賦存状況という自然的 ——地下埋蔵

ところで、石炭鉱業(鉱業一般)における独占は、一般的に、鉱区(所有の)

独占を不可欠な基礎としており、

第4図 18世紀第2・4半期におけるロンドン石炭入荷量およびニューカスルの出荷量の停滞



- 註 1)出典 B.R. Mitchell, "Abstract of British Historical Statistics", pp. 109, 112; より作成。
 - 2) は「グランド・アライズ」を中核とした,またはそれを含むタイン 河流域諸炭鉱の生産=出荷制限・価格協定が存続した期間を示す(中断期間の有 無は不明)。

第21表 ロンドンの平均石炭入荷量と平均価格

(5年間移動平均)

期間	入	荷	量	価	格*		
	in thousand	ls of Londo	n chaldron	shillings per London chaldron			
1720-24	451			26.8			
1725—29	29 484			26.8			
1730-34	465			26. 6			
173539	-39 485		27.5				
1740-44		. 484		29.1			
1745—49		476		28.8			

- 註 1) 出典 Sweezy, op. cit., p. 143 より借用。
 - 2) *石炭価格はグリニッチ病院 (Greenwich Hospital) の平均支払い価格である。

始められたばかりだったのである。 (4) 運搬費用は炭鉱立地を一層制約した(次節で述べるように、一七八七年でさえ、タイン河流域二九炭坑中、河までの距離が たにすぎなかった。そうした事情のうえに、たとえ通行権独占がないとしても高くつく坑口から河川までの坑外(65) 件)の諸炭坑からのものであり、湧水が多く炭層が深部に賦存するそれら以東(下流)では三〇年前後に 掘鑿が 五マイルを越えたのは六炭坑、最高九マイルであった)と思われる。 (66) 摘したキュラーコーツ、 域から出荷される石炭の大部分はなおニューカスルおよび対岸のゲイツヘッド以西(タイン河上流—旧来的立地条 る炭鉱主たちが技術改良に熱心であったことも疑いない。そして、こうした技術水準に制約されて、(3) し炭車または馬匹炭車で(一部で木製軌道敷設される)行なわれた。このなかで、「グランド・アライズ」を構成す(㎏) 運搬は人力による炭籠・橇・手押し炭車が使用され、 気法=切羽通気法(三○年代に加熱ランプないし衡風炉が導入されはじめるが)に制約されて竪坑深度はほぼ三六○フ に指摘したとおりである——にあったのである。 たのは当時の炭鉱技術の低位性 おける市場→生産の停滞的状況 (第4図および第21表を参照) にあったのであり、またそれを兎にも角にも可能にし ーカスル・ゲイツヘッド以東のタイン河下流における開坑の困難性こそ、一六八○年代後半から九○年代に ・切羽領域は半径約二五〇ヤードを限度とし、 第三に、この問題とも関連して、 および北海に面する州北端のトウィードマウス (Tweedmouth) でわずかに行なわれてい ――とはいえイギリス国内では北東イングランドは炭鉱技術の先進地帯であったこと は既 また、 タイン河流域以外のノーサンバーランド州からの石炭出荷は前項で指 前述の非合理的な「政策」を推進させたのは一八世紀第二・四半期に すなわち、 巻揚過程は馬力巻揚機で行なわれ、さらに坑外運搬は手押 残柱式切羽 (=一丁切羽) では手工的採炭が行なわれ、 当時の炭鉱技術についていえば、 かかる炭鉱立地条件の制約性=狭隘性、とりわけ 馬力排水機と自然通 タイン河流 坑内

阻止「政策」を放棄せざるをえなくし、(88) う。事実、炭鉱立地条件の拡大こそ、「グランド・アライズ」をして遅くとも一七四九年以前にかかる新規参入 の非稼行・不使用は操業炭鉱の収益を著しく圧迫し、遂にはそうした「政策」を放棄せざるをえなくするであろ さらに鉱区・通行権等を独占的に買収・リース受けすることを可能にした決定的要因だったのである。炭鉱立地 買収=入手していたリーデル=ラーベンスワース家(内乱期に少なくとも一部の炭坑等が没収処分をうけたことは既に 条件が拡大されればされるほど買収・リース受けすべき鉱区・通行権等の範囲も拡大し、市場停滞下でのそれら 指摘した)が一七二〇年代に最大の炭鉱主として大パートナーシップ=「グランド・アライズ」に加わり、後者が らラーベンスワースの所領(その諸炭坑はたぶん一七世紀におけるタイン河流域での最も広大で重要なものであった。) 大な鉱区をリースされ、しかも既に一七世紀初頭にガスコイン卿夫妻 (William Gascoigne, Knt. & Barbara) かけてダーラム司教より旧「グランド・リース」を構成したゲイツヘッド・ウィッカム (Whickham) 同年コンビネーションを崩壊させたのである。 地域の広

区独占=生産・資本の集中――三三年の総割当量の五九・一%、一七・八万ニューカスル・チョルドロン= 年のごとく坑の閉鎖と新設が続き、そのらえリース契約で鉱区所有者が一年当り採炭量の上限を定めたことによ りの採炭量について一言すれば、当時の一坑(a pit)の寿命は前述した切羽領域の狭さのために数年であり、毎 ン――による独占的支配の状況は明白であるが、 相対的に小規模であった。 たとえば、 一七四三―四九年にタンフィールド・ムーア 炭坑 経営炭坑数や一炭坑当り経営規模などは不明である。 (Owners' 約四八万ト 一炭坑当

第四に、第20表などによって、少なくとも三〇年代のコンビネーションにおける「グランド・アライズ」の鉱

Messrs. Simpsons)は一年当り採炭量を一、〇〇〇テン(一万ニューカスル・チョルドロン=約二・七万トン)に制限 産業資本主義段階における近代的独占の存在形態目(若林)

四五―五〇年の「グランド・アライズ」経営のロング・ベントン炭坑の年平均採炭実績は一、四二六テン

(約三・八四万トン)であった。

資本の集中こそ規定的契機となるのである。この意味では、(江) すなわち、 営業=取引の制限」としてのコンビネーションである。蓄積基盤がロンドンを中心とするイングランド東部沿岸 然的独占」としての近代的=資本主義的独占の一類型としての性格をもっていると規定すべきであろう。 る資本の集積が自然的・技術的条件に依存するかぎり、石炭鉱業における独占形成は資本の集積と集中の乖離を ネーション=独占である。鉱業における独占は鉱区独占を不可欠の基礎とし、厳密な意味での生産(単位) におけ であった。このかぎりでは、マニュファクチュア的生産構造をもつ初期産業資本としての石炭鉱業資本のコンビ でも国王大権により独占特許を授与されたカンパニーとしての初期独占でもない。かかるコンビネーションは、 促進せざるをえない。換言すれば、この独占の形成にとって、生産=資本の集積よりもむしろ鉱区独占と生産= ・東南部の諸市場にあるとはいえ、あの中世的な遠隔地間取引操作による「譲渡利潤」を追求するものでもない。 「グランド・アライズ」のイニシアティブのもとにあるとはいえ、基本的には、炭鉱主の「自由意思にもとづく 以上の諸点を総括しよう。「グランド・アライズ」型コンビネーションは、 コンビネーションの価格協定は、産炭地=ニューカスルでの船上渡し=出荷価格規制を企図するもの 「グランド・アライズ」型コンビネーションは 前期的 (商人) 資本の石炭鉱業支配 自自

収・リース受けによる「買占め」とそれらの非稼行・不使用(とくに後の二要素)という鉱区独占一般とは区別すべ 業資本への転成の結果として――多くの炭鉱主・「グランド・アライズ」による鉱区・通行権・タイン河隣接地の買

他面で、この独占は、ホストメンとしての出自となおその成員資格をもつ――前期的資本の炭鉱

き非合理的な「政策」にも強く支えられており、この意味で、なお前期的要素を完全には払拭していなかったと

いうべきではなかろうか。

もちつつ、なお前期的独占としての要素が重畳した独占と規定すべきであると思われる。 かくして、「グランド・アライズ」型コンビネーションは、 全体と して、 近代的独占としての性格を濃厚に

- (1) 田中、前掲書、二七六ページ。
- (\alpha) R. Smith, "Sea-Coal For London", p.14
- 反独占条例に関説したものとして、さしあたり、堀江英一"初期独占』京都大学「経済論叢」第六十四巻第四・五・ 46, 135-141 (Appx. A); 邦訳、浜林正夫他編『原典イギリス経済史(増補版)』一九七二年、二〇一―六ページ。 「反独占条例」の内容(条項)等については W. H. Price, "The English Patents of Monopoly", 1906, pp. 25-

六合併号、一九四九年二月、一四三―一五一ページ。同『堀江英一著作集』第3巻、一九七六年、一二九―一四二ペ

- 収一九ページ。紀藤信義『イギリス初期独占の研究』一九六三年、「第四章 独占廃止令をめぐる問題(一三四― 七○ページ)。田中豊治"独占体系の解体』大塚久雄他編著『西洋経済史講座Ⅳ』一九六○年、 所収、九七ページ。 ージ。岡田与好『独占と営業の自由』一九七五年、一七五−一八○ページ。浜林正夫『増補版イギリス市民革命史』 一九七一年、四八―四九ページ。同 "「初期独占」と市民革命" 増田四郎他編『社会経済史大系>』一九五九年、所
- $\frac{2}{4}$ op. cit., p. 20; Smith, op. cit., p. 9. 田中、前掲書、二八六ページ。Price, op. cit., p.140; Levy, op. cit., p. 27; Sweezy, op. cit., p.14; Williams,
- 5 op. cit., p.12; Green, op. cit., p.189 田中、前掲書、二八七ページ。Sweezy, op. cit., p. 18; Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 134, 143; Smith,
- 6 15-6; Green, op. cit., pp.188-9. この布告の結果、燃料の極端な不足に陥り、石炭価格はロンドン・チョルドロン Sweezy, op. cit., p.18; Galloway, "Annals", Vol. I, pp.142-3; Smith, op. cit., p.12; Dunn, op. cit.,

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態目(若林

- ines) と看做した (Smith, op. cit., p.12)。 年)期の混乱を含めて、一六四二―六〇年をイングランド南部の消費者は「燃料飢饉時代」(a period of fuel fam 炭を供給するための布告を出した(Galloway, "Annals", Vol. I, p.142)。 かくして、第一次英蘭戦争(五二―四 当り四ポンドに高騰し、四三年一〇月、議会は石炭にかわる木材の供給のための布告を出し、翌年にはロンドンに泥
- (7) Sweezy, op. cit., p.18; Galloway, "Annals", Vol. I, p.134; Smith, op. cit., p.12; Green, op. cit., p.189. loway, "Annals", Vol. I, pp.134-5, 139)。この間の王党派の土地処分・差押え・示談=差押え解除などの一般的 事情については、さしあたり、浅田毅衛『イギリス賃労働史形成史論』一九七四年、七三―七八ページ。浜林、前掲 な経緯をたどったかは明らかではないが、払い下げ・返還をめぐって裁判事件となったことは確かなようである(Gal-ディヴィソン(Sir Alexander Davison、同上、約九、四五〇トン、三・一%)、 マーレイ(Sir Francis Marley) 準約一六、八○○トン、総量の約五・五%)、リデル(Sir Thomas Riddel、同上、約一八、九○○トン、六・二%)、 この没収処分をうけたホストメン=炭鉱主のなかには、 リーデル(Sir Thomas Liddell、 一六二二年の出荷割当基 ミンズ (Sir John Minns)、アンダーソン (Sir Francis Anderson) が含まれていた。 この処分がその後どのよう 二一三―二二八ページ。を参照。
- 8 それを支えるニューカスル自治体の通商権(trading rights)の剣奪を要求した。彼は、また王党派のホストメン= J. U. Nef, "The Rise of the British Coal Industry", Vol. Two, p. 130; Green, op. cit., pp.190-1)° されるが、五九年に釈放されると再び反独占運動を再開した(後述)。彼の著書に、"England's Grievance Discovered 炭鉱主の炭鉱売却処分で炭鉱を購入した一人であり、五六年にニューカスル城(the Castle of Newcasle) (brewer)であったガーディナーは、「ホストメン・カンパニー」を彼の営業を抑圧するものと看做し、その解体と タイン河の河口に近いノース・シールズ(North Shields)近郊のチルトン(the village of Chirton)の醸造業者 Relation to the Coal Trade", 1655, かある (Galloway, "Annals", Vol. I, p. 143; Smith, op. cit.,
- (Φ) Williams, *op. cit.*, p. 21–2.
- 10 に公衆の利益のために、石炭船へでも、他のどこででも、彼等が望む人たちに彼等の石炭を販売する自由(liberty) 「各州の炭鉱主は、これ(この法律―引用者)によって、彼等の炭坑を賃貸またはリースし、

をもつことができるものとする。」(Williams, op.cit., p. 22) という条項が含まれていた。

11

堀江、前掲『著作集』、一四八ページ。

- Levy, op. cit., p.28; Williams, op. cit., p.22. その後、この法案は日の目を見ることなく葬り去られた。
- 13 Sweezy, op. cit., p. 20; Smith, op. cit., p. 11; Nef, op. cit., Vol. Two, p. 130
- Nef, op. cit., Vol. Two, Table D (i) facing page 380 (Appx. D).
- トメンの数は年を追う毎に増加し、六三年にかなりの数のホストメンが様々な規則違反のために重い罰金を課せられ Smith, op. cit., pp. 12-3. 田中、前掲書、二八〇—二八一ページ。かくして、非市民=炭鉱主の石炭を商うホ
- 16 二八二ページ。 Sweezy, op. cit., p. 20 Ibid., p. 12; Sweezy, op. cit., pp. 9-10, 13, 17, 20-1. 田中、前掲書、二二○一二二一ページ、二八○ページ、
- 18 Smith, op. cit., p. 12; Williams, op. cit., p. 25; Dunn, op. cit., p. 17; Green, op. cit., p. 192,

(9) Smith, op. cit., pp. 10-1; Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 143-4

- Sweezy, op. cit., p. 21; Smith, op. cit., p. 11; Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 144-5; T. S. Ashton &
- 機構」(no voluntary institution on the part of the Coal-owners)と規定している(*Ibid.* pp. 5-6)ことに J. Sykes, "The Coal Industry of the Eighteenth Century", p. 211; Green, op. cit., pp. 192-3; T.J. Taylor, *oþ. cit.*,pp. 7-9. T・J・テイラーは、この規制(regulation)ないし協定は「炭鉱主の側の自由意思によらない
- 21 止目されるべきである。 Sweezy, op. cit., p. 21
- 月一六日、議会は、翌六八年三月二五日まで、ロンドン・チョルドロン当り三〇シリングを越えてはならないという 命令を採択した (Green, op. cit., p. 190)。 ン当り六ポンドにも達した(Galloway, "Annals", Vol. I, p. 145; Smith, op. cit., p. 11)。 そして、同年一二 Ibid., p. 21. こうした事態のなかで、ロンドンにおける石炭価格は、六七年六月一五日、ロンドン ・チョルドロ

- へら (Levy, op. cit., p. 28; Williams, op. cit., p. 22)° 同年には「ホストメン・カンパニー」は公式にはなくなっていたとしているが、それが誤りであることは明らかであ レヴィとウィリアムスは、六五年のホストメン=炭鉱主のみによる協定に着目してのことであろうと思われるが、
- Galloway, "Annals", Vol. I, p. 131; Green, op. cit., p. 196
- (\(\frac{1}{2}\)) Williams, op. cit., p. 23; Nef, op. cit., Vol. Two, pp. 130-1
- 26 Galloway, "Annals", Vol.I, p. 132.
- 第三巻、一九六五年、所収、二九五―二九六ページ。 一―三七二ページ。 石村善助『鉱業権の研究』、一八ページ。 大塚久雄『近代資本主義の系譜』 『大塚久雄著作集』 Nef, op.cit., Vol. One, pp. 268-9; Levy, op. cit., p. 21; Williams, op. cit., p. 23. 堀江、前揭論文、三七
- 28 Smith, op. cit., pp. 13, 38
- Ibid., p. 14.
- 30
- Ibid., p. 14. Ibid., p. 13-4.
- (S) Sweezy, op. cit., p. 22; Smith, op. cit., pp. 38-42; Levy, op. cit., p. 107; Green, op. cit., p. 199. & Sykes, op. cit., p. 252 (Appx. F); Mitchell, op. cit., pp. 108-9)° ドロン)、七二年―七シリング(六月一五日)、一五万N・c、七四年―七シリング、一七万N・c、九六年―九~一 年間沿岸向(coastwise)出荷量の推移は、 一六六五年—一三シリング、一二・四万N・c(ニューカスル・チョル ないし一一シリング六ペンス、一七万N・c、となっている(Nef, *op. cit.*, Vol. Two, p. 397 [Appx. E]; Ashton ○シリング(六月)、一五・一万N・c、九九年−一○シリング、二二・一万N・c、一七○三年−約一○シリング 間におけるニューカスルでのニューカスル・チョルドロン当りのきわめて断片的かつ不十分な船上渡し価格、 および
- (3) Sweezy, op. cit., p. 23; Ashton & Sykes, op. cit., p. 4; Galloway, "Annals" Vol. I, p. 248. リードトは ラーベンスワース家(the Ravensworth family)、ボーズはストラスモア家(the Strathmore family)、ウォー レイはモンタギュー=ウォートレイ家(the Montague=Wortley family)に属している。

- 35 *"Enquiry of* 1739"と略記する), pp. 13-5. この匿名のパンフレットは、一七三二年~三九年のニューカスルおよび 鉱区使用権・通行権・石炭積み出し波止場ないしウェア河畔の土地の買収やリース集中が行なわれ、また石炭をニュ 規制(joint regulation) はなかったと思われるのであるが、 後者でも独自に「グランド・アライズ」と同じような for a Generall Regulacon")と題する記入条項があらわれ、それには、海送炭を生産するすべての重要炭坑のリス "An Enquiry into the Reasons of the Advance of the Price of Coals, within Seven Years past", 1739, (以下, トが付けられていた(Sweezy, op. cit., pp. 24-5)。ところで、タイン河流域炭鉱主とウエア河流域炭鉱主との共同 の実態と対策をロンドン市長宛に提案している。さて、「グランド・アライズ」が成立した翌二七年一〇月~二八年 ロンドンでの石炭価格騰貴の原因は「グランド・アライズ」に代表される炭鉱主のコンビネーションにあるとし、そ on & Sykes, op cit, pp. 212-3; Dunn, op. cit., p. 23; Green, op. cit., p. 203; "Enquiry of 1739", p. 13)° 一月の間に、彼らの会計簿(account book)に "一般的規制のための割当量計算" ("A Computacon of Quantities Sweezy, op. cit., pp. 24-5, 27-8; Ashton & Sykes, op. cit., pp. 190-1, 212-3; an Anonymous Pamphleteer Sweezy, op. cit., pp. 25-6 カスル・チョルドロン当り一一シリング六ペンス以下では売却しない協定が結ばれていた(二七年)のである(Ashi-
- 36 Ibid., p. 26; Ashton & Sykes, op. cit., p. 250 (Appx. E); Mitchell, op. cit., 109
- (37) この点については、本稿第二章第2節、一一八ページを参照せよ。
- 思われる。"*Enquiry of 1739"*, pp. 11-2, 15-7, における平均費用モデル分析によれば、ニューカスル炭の平均船 アライズ」の競争相手の上記の問題での拒否にかゝわっている限りでは正しいが、直接的には「グランド・アライズ」 え、多くの営業の平均貨幣利潤をはるかに越えていると論定している。 上渡し費用はニューカスル・チョルドロン当り七シリング六ペンスと算定し、九シリング六ペンスの船上渡し価格さ の「侵略的価格政策」の結果であることを 看過している点で 片手落ちである。 また 政府・議会の営業の自由=団結 三〇年制定法によるものと 看做しているようである(Ashton & Sykes, op. cit, p. 212)が、 それが「グランド・ (独占)禁止政策は、さしあたり可能であれば、コンビネーションを秘密協定とする以上の効果をもちえなかった、と Sweezy, op. cit., p. 28; "Enquiry of 1739", pp. 18-21, 30-5. アシュトン=サイクスは、この価格下落自体を、

- (3) Ashton & Sykes, op. cit., p. 212
- (4) Sweezy, op. cit., p. 26
- (41) Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 132, 136, 139, 141, 145; Smith, op. cit., p. 39. 田中、前掲書、二八九ペ
- (42) Sweezy, op. cit., p. 27
- (43) Smith, op. cit., p. 43
- Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 136, 139, 141, 145; Dunn, op. cit., p. 19; Green, op. cit., p. 197
- $\stackrel{\frown}{46}$ 45 Smith, op. cit., pp. 43-5. フィッターの一般的な営業内容については、本稿第二章、一一一一一一二ページを参照せよ。

47

Ibid., pp. 42-3.

- $\stackrel{\frown}{49}$ 48 関係として把握されている。 Sweezy, op. cit., p. 28; "Enquiry of 1739", p. 21 Ibid., p. 43; "Biquiry of 1739", pp. 19, 31. 後者のなかで、炭鉱主とフィツターは主(Masters) 従(Servants)
- (5) Sweezy, op. cit., p. 28.
- (15) Ibid., p. 23; Ashton & Sykes, op. cit., p. 213.
- としてフィッターの炭鉱主との協定=従属および炭鉱主のコンビネーション(「炭鉱主の次回会議」 に止目せよ) の存 たことによって重大な誤謬をおかしたものであると論断したのである。 スウィージーの協定⑤の指摘は、それ自体 はスウィージーの厳しい批判をうけることとなり、スウィージーは、私(筆者)が整理した協定の⑤をネフが看過し 事例としてフィッター出荷〔割当協定〕を提示した(Nef, *op. cit.*, Vol. Two, pp. 131-3)が、かゝるネフの主張 配的党派 [the dominant faction at Newcastle])のキール独占による出荷=販売独占への移行に求め、その典型的 を指摘しつゝも、その根拠を非市民=炭鉱主の参入による前者の独占の崩壊と収益悪化、後者(=ニューカスルの支 分化=独立化、したがってまた「ホストメン・カンパニー」の「炭鉱主の組合」から「フィッターの組合」への再編 ところで、ネフは、一七世紀半ば以降一八世紀初頭にかけて、ホストメン=炭鉱主とホストメン=フィッターとの

252; Turner, op. cit., p.11))当時、石炭独占攻撃がフィッターよりはむしろ炭鉱主に向けられたことを "Enquiry が、それが事実誤認も甚だしい誤りであることは既に明らかであろう。しかも、一七三九年(船上渡し価格がニュー 制・生産制限の主体となった(フィッターの流通支配=独占の優位!)としている(Turner, op. cit., pp. 8-12) かなりの部分を占有し、かつキールを独占したことによって、一八世紀前半の事情のもとでは、フィッターが価格規 カスル・チョルドロン当り一三シリングないし一三シリング六ペンスに騰貴した〔Ashton & Sykes, op. cit., p. 鉱主の鉱区使用権のリース集中(=「独占」)を認めながら、フィッターが通行権とタイン・ウエア両河の隣接土地の くに「ホストメン・カンパニー」の「フィッターの組合」への再編に関して)を示しつゝも、他方でホストメン=炭 はこれを事実上無視している)とも相即するのである。また、ターナーは、一方ではほゞネフのほゞ同様を見解(と と関わって艀商人がプレミアムの真の支払人・艀商人の営業規制に反対する主謀者と看做した炭鉱主と対決したこと、 三三年の明示されている「グランド・アライズ」のイニシアティブによる炭鉱主の生産・出荷割当協定の存在(ネフ された一七一○年代以降の炭鉱主の「政策」、二九ー三○年の議会におけるコンビネーションやプレミアム等の討論 在を示唆するものであるばかりでなく、既に説明してきた諸点、とりわけ石炭業におけるコンビネーションが違法と of 1739" に言及しつつ認めているのである (Turner, op. cit., p.12, footnote 75)。

- (53) Galloway, "Annals", Vol. I, p. 255; Green, op, cit., pp. 205-6. (54) Sweezy, op. cit., p. 29-30.
- よ。また、当時、イングランドの家庭用燃料炭全体の少なくとも%はニューカスル炭であり、ニューカスルおよび周 辺地域からの総出荷量の五○%以上がロンドン向けであった (*"Enquiry of* 1739", pp. 24, 28)。 池田博行『交通資本の形成と論理』、一九六九年、一五二ページ、 Ashton & Sykes, op. cit., p. 223.
- 56 Ashton & Sykes, op. cit., pp. 190-1
- 三、五〇〇ポンドとしたのは誤りである (Turner, op. cit., p. 11-2.)。 "Enquiry of 1739", p. 10. ターナーが九シリング六ペンスと一三シリング六ペンスの差額に出荷量を乗算して八
- (5) Sweezy, op. cit., p. 30.
- 産業資本主義段階における近代的独占の存在形態目(若林)(5)、隅谷三喜男『日本石炭産業分析』、四六五―四七二ページ、を参照せよ。

- との指摘は、産業資本主義段階における近代的独占を考察する本稿においても資本と鉱区(=土地)所有の歴史的性 生産の集積〔資本の有機的構成の高度化〕を物質的基礎としない、たんなる鉱区独占にもとづく市場独占が形成され、いい、 る場合、その独占の歴史的性格は、近代的独占ではなく、前期的独占と規定さるべきであろう」(附点は原文による) 大野英二『ドイツ資本主義論』一九六五年、二八三ページ〔註(16)〕を参照せよ。大野教授のここでの「もとより、 (前期的か近代的か)を問り点であらためて検討されるべきであろう、と思われる。
- 位次元)の集積」の低位性を資本集中等で補完・代位して登場する近代的独占の一類型(典型的には「スタンダート 然的に資本集中を随伴するからである。これ以上の詳論は、次節以降にゆずる。 かゝる補完・代位関係は、そのかぎりにおいて一八七三年以降「大不況」期において、製造業においては「生産(単 オイル・トラスト」の石油精製業における独占)に類似している。けだし、鉱区独占ないし鉱区所有の集中は、必
- (63) Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 242-3, 248-255,
- (4) Ibid., p. 251.

を参照せよ。

- (5) *Ibid.*, pp. 252–3.
- (%) *Ibid.*, pp. 294-5.
- (%) *Ibid.*, p. 134.
- (%) Sweezy, op. cit., p. 29.(%) Ashton & Sykes, op. cit., p. 11
- (②) Ashton & Sykes, op. cit., p. 1. (②) Ibid., pp. 11, 241 (Appx. A).
- 世紀初頭の体制的独占の成立も不可能であったであろう。拙稿"独占形成の歴史理論―独占資本主義論の一構成部分 に関する覚え書―』加藤睦夫他編『現代資本主義と国家』一九七六年、所収、参照。 生産単位における資本の集積のみを基礎とし、資本集中の画段階的展開を欠いていたとすれば、一九世紀末~二〇
- 独占」の検討を中心として―"「土地制度史学」第五十八号、一九七三年一月、所収、を参照。 近代的独占としての「自然的独占」の概念については、拙稿"マルクス「近代的独占論」の意義と限界―

73 思想』長幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史〓』一九七一年所収、一一〇ページ、参照。 近代的独占と前期的独占との重畳という問題視角自体は大野教授の指摘により示唆された、 大野英二 "新興財閥の

② 北東イングランド石炭独占の歴史的展開過程

一 「出荷制限協定」の成立と展開――七七―~一八二八年

のニューカスル下流の深層炭鉱への移動の開始――これにより旧来の上流の浅層鉱区の独占等によるコンビネー(2) の企図を絶望的なものとした――とウェア河沿いの深層炭鉱の開坑の展開による生産=出荷量の急増によって特徴 世紀前半の最期のコンビネーションが四九年に崩壊して以降、七一年に全く新しい条件と構造をもったコンビネ ーコメン型蒸気力排水機関や掘鑿過程における爆薬使用等の炭鉱技術の改良によるタイン河流域での炭鉱立地 ・ションが成立するまでは、いわば初めての本格的な自由競争の展開期を迎えた。一八世紀第三・四半期は、(1) 「出荷制限協定」の成立過程―一七五〇~七一年 前節で指摘したように、タイン河流域諸炭鉱における一八

づけられる(第22表をも参照)。

新規炭鉱開発が集中的に展開されたのは六○年代半ば頃からである。

それは蒸気力排水機関の普及・

この自由競争下の石炭高価格は六○年代前半まで続いた──六一年に一五シリングという記録がある(5) 的価格は一一シリング六ペンスか?)が、五一年秋以降回復し、五二年一―三月には一三―一四シリングに達した。(3) 般化の時期とほぼ一致する。 ルドロン当り 一三シリングであった船上渡し 価格は 五シリングに 暴落した(五〇年のロング・ベントン炭の平均 コンビネーションの 崩壊した 翌五〇年七月一二日、 協定下でニューカスル・チ

九一(二七五)

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態目(若林)

カゝ

る事

情

は

市 ン

K

おける需要の好

転と増

加

傾向に

b

カュ

か

わ

らず、

1 ታነ

カ

ス

ル

サ

ダー 場

ランド

からの

供給

が

旧 来の

立

地条件における浅層

第22表 カスル・サンダーランドからの石炭出荷量と

ロンドンの入荷量・平均価格

(5年間移動平均)

炭が

涸渇気味でそこでの新坑増設に

よっても

順

調

K

増

加し

なか

つ たこと

によるものと推定される。(6)

そして、

この石炭

の

高

.価格こそ六○年代に、

れ

Places	from Newcastle		from Newcastle & Sunderland	into L	ondon		
Period	in thousar	l nds of Newca	stle chaldrons	in thousands of London chaldron London chaldron			
1750—54	309	160	469	508	27.4		
1755—59	284	180	464	507	34.6		
176064	310	182	492	549	33.7		
1765—69	354**	205	559	616	31.1		
1770—74	362***	235	597	652			

註 1)出典 Mitchell, op. cit., pp. 109-110, 112; Sweezy, op. cit., p. 144, より作成。 *価格は,グリニッチ病院の平均支払い価格である。

坑

蒸気機関投資四、○○○~五、○○○ポンド、

全開坑費二万ポンド、

六七

うる ていた? 鉱区で 坑 ラム一炭坑・ 大部分は五〇~六〇年代にその存在が確認されたもの)・九台、 炭坑・二〇台、タインを除くノー (William 従来放置されていた家庭用優良炭の賦存するニ 河流域二四炭坑・ て以来、 ゟ 開発、 の 蒸気機関の導入等を伴いながら進展させたのである。 この過程でタイン 実際はもっと多いと思われるが 開 Brown) 坑 彼を中心としながら次々に設置されていき、 旧 一台 炭坑 お が よび に 合計、 五六台(廃棄分を含む、 五六年にスロ おけるより深部の炭層開 ゥ **=** 「ア河沿、 河 四 [五炭坑 流域で新 サンバーランド州八炭坑 ッ Ü ク の深層炭鉱の (廃棄炭坑を含む) で七六台設置され 規に開坑されたことがほぼ確認 ν ゥ イ炭坑で蒸気機関 以下同じ)、ウェ は、 発 ゥ ュ オ 開坑 Ì 泂 1 ĴЙ カ . カ ス か 1 六九年には ル下流の深層炭 O ら比較 (これらの炭坑 炭坑〔六三年頃 ア河流域一二 新規投資を サウス・ の設置に成功 的 ブラウ 離 タ

ダ

^{**}は1765-67年の平均, ***は1772年および74年の平均である。

ton)炭坑〔六四年頃開坑、六七年出荷量一四、〇〇〇ニューカスル・チョルドロン〕、デントン=モンタギュー・メイン 年出荷量一二、〇〇〇ニューカスル・チョルドロン)、シャームーア (Shiremoor) 炭坑 [六〇年頃開坑]、チルトン (Chir-〔六○年リース契約、Pontops の六七年出荷量五○、○○○ニューカスル・チョルドロン〕、 タンフィールド・ムーア 炭坑 炭坑〔六六年頃開坑、六七年出荷量五、○○○ニューカスル・チョルドロン〕、 ポントップ・パイク(Pontop Pike) 炭坑

〔六七年頃開坑、同年出荷量一七、○○○ニューカスル・チョルドロン〕であり、前三者はニューカスル下流、残りは上 (最後二炭坑は河より南七~九マイル)に位置している。(8)

い水準 (less profitable levels) に下落した。 依存し、両州は出荷量のほゞ半分をロンドン市場に依存していた――によって維持されていた高価格――かゝる場合には、(9) 炭坑の参入によって、六○年代半ば頃から七○年代初めにかけての供給過剰と競争激化によって次第に儲からな 炭鉱主はコンビネーションの必要を全く感じないであろう――は、有利な立地条件をもち良質炭を生産する多くの新規 炭供給の九八・六%を、 すなわち七七万四、四五○トンのうち七六万三、三八三トンをノーサンバーランド・ダーラム両州に こうして、自由競争下でロンドンを中心とする諸市場の需要増に対する供給不足——ロンドン市場は六五年に石

いたかの「グランド・アライズ」は破滅の危機に直面したのである。当初、一方では、旧炭坑の一部は炭層涸渇いたかの「グランド・アライズ」は破滅の危機に直面したのである。当初、一方では、旧炭坑の一部は炭層涸渇 による採算悪化を含めて操業の一時停止に追い込まれ、他方では、新炭坑は高圧操業で利潤を増加させたが、六(ご) 供給過剰による価格下落は旧炭坑と新炭坑の収益上の格差を鮮明にし、とくに長期かつ高価なリースをうけて 旧炭坑は塊炭(最上質・良質炭)と粒炭(劣等炭)とを選り分ける選炭法(screening——細目の篩 [screen]

と荒目の篩 〔sieve〕に石炭を通して粒炭と塊炭とを選別する方法で、 費用増と厖大なボタを伴う)の採用によって新炭坑

(excessive competition) は立地条件の有利な新炭坑にも影響し、それへの不満が拡がりはじめたのである。 こうして六○年代末には最上質炭の供給が増加し、 生産能力の拡大は度を越し、

鉱を包括した「出荷制限協定」が締結された。(エン 設定することがとくに適切なことであると考える」と鼓吹した。彼の使嗾で同流域の炭鉱主の代表団がニュー(ミニ) スルに派遣され、そこで両河流域炭鉱主の会議が召集され、遂に七一年から実施された、はじめて両河流域諸炭 排除することが利潤を殖やすために必要な準備手段と考え、 六〇八ニューカスル・チョルドロン)の 支配人であったト ンプソン(Francis Thompson、六八年に就任)は、 つであるワシントン炭坑(owner's name−W. Russell, Esq. 固定投資額一五、○○○ポンド、一七八四年出荷量一四、 かくして、 "共倒れを招く容赦なき衝突』を回避するために、六○年代末、ウェア河流域の重要な新炭坑の一 同流域の主な炭鉱主たちに「(石炭に) 一定の価格を 競争を

団結=独占禁止諸制定法のもとで秘密協定とされた)とよばれるカルテル協定の原理そのものは一八二〇年代末まで ン市場規制等に変更・追加が見られるので区別した)ので、重複を避けるために、一括して説明したい。 ほとんど変更を加えられなかった(二〇年代末以降においても根本的な変化があったわけではないが、 組織編成とロンド |出荷制限協定||の構造と展開||一七七||~一八二八年||七||年に締結された総括的に「出荷制限協定」(各種

ship) ——協定②主として生産能力にもとづく(年間)生産割当協定および協定価格を維持するための出荷制限協 定③それらを実効ならしめるための組織協定から構成されている。以下、順次これを説明していこう。 ①最上質炭(the best coal) を基軸とする炭質=銘柄による等級別価格 -船上渡し価格 (prices on board

まず第一に、等級別価格協定について。価格協定の総括的目的は、 一方では、 ロンドン市場価格が他の諸炭田

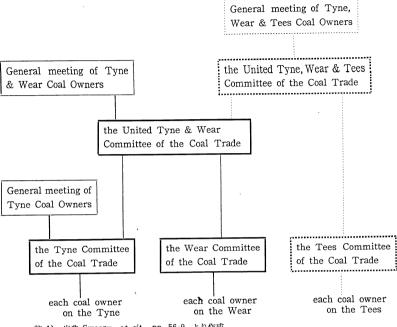
格は、 最高費用炭坑でもあるー 価格=市場参入阻止最高価格を設定することであり、 変更を求め、 炭鉱主は、 は 場条件の変化を考慮しながら最上質炭価格の一定比率で決定される。等級別価格は、 見積り価格(the quoted price)の指定を求めたうえで決定され、それ以下の炭質=銘柄の価格は過去の経験と市 して表わされる。 とくにスコットランドおよびサウス・ウェールズ――から搬入されるのを阻止しうる最高価格よりわずかに低い 通常一シリング刻みで設定された。 協定のなかではそれから平均運賃率を控除したニューカスル、サンダーランドでの船上渡し価格の設定と 見積り価格と出荷割当量を基礎としてその実際出荷量が限度からひどくずれた場合には、その価格の 必要な承認をうけて修正された。(6) その場合、 ―に利潤が保証されるように特別な配慮をはらうことである。 何よりもまず、最上質炭価格がそれを生産する炭鉱主に向う一二ケ月間の希望する こうして作成された価格表 他方で、最劣等炭坑 (the price list) ――最劣等炭を生産する炭坑はほゞ同時に は一年間効力をもったが、 少なくとも一八世紀末まで かかる市場参入阻止最高価

定される。 され、しかる後にそれの合意された倍率(the multiplier agreed upon)をウェア地域に適用することによって算 Trade 以下、連合委員会と略称する)で決定された。地域間割当基準は、まずタイン地域の割当基準(basis)が確定 ŋ 地域内の炭坑別割当とに区別される。 年間総出荷計画量とともに、 生産割当協定と出荷制限協定について。生産割当協定はタイン河流域とウェア河流域との地域間割当と 地域間の固定割当比率の枠内で、 一八三五年まで、 地域間割当比率は、 年次両河連合石炭業委員会 (the United Tyne & 両地域の交渉によって決定される地域間割当はその比率に関するものであ 河川=地域別の炭鉱主総会で決定された。炭坑別割当は、主として生 ほぼ、 タイン河流域が多く ウェア河流域が%であった。 Wear Committe of the Coal

九五(二七九)

ン市場が決定的重要性をもっていたのである。 とはいえ、ニューカスル(タイン河地域) とサンダーランド 八トン=一七・○%、外国向け二六四、九四四トン=一五・五%であった。すなわち、協定全体にとってロンド ンで、その内訳は、 陸市場向け出荷量は極くわずかであり、たとえば、これを除いた一七九一年の総出荷量は一、七○四、八○四ト される石炭=海送炭のみを対象としており、内陸市場および外国市場を除外していることである。とはいえ、 価格協定・組織協定――すなわち生産割当協定を除くすべての協定――は、 ロンドンを 中心とした 沿岸諸市場に出荷 或る月の指示出荷率が一、○○○分の一○○であれば、 出荷割当量が生産割当量にどれほど接近するかは市況に依存する。但し、ここで止目すべきは、出荷制限協定・ 級別価格を維持するために、 各炭鉱主は、 月毎に、其々の生産割当量の ≪一、○○○分のx≫ の出荷量が指示 産割当量に対する指示出荷率に関するものである。すなわち、ロンドン石炭取引所における市場価格が前述した 市場参入阻止最高価格から 乖離する情況に従って 出荷量を増減調節するために、 したがってまた 協定された等 する相対比率が決定される。 等級の高い石炭を生産する炭鉱がより多く割り当てられたのである。そのために、各炭鉱主はその経営する炭坑 産能力とくに採炭能力によったが、副次的には炭質=銘柄も考慮された。すなわち、生産能力が同じであれば、 の炭質および完全操業時の生産能力等に関する報告を提出するよう求められ、すべての炭坑間の生産割当量に関 ("issue") されるのである。たとえば、A炭坑の生産割当量が一万ニューカスル・チョルドロンであるとして、 割当量の相対的規模にある。出荷制限協定は、河川=地域別にも関わるが、直接的には炭坑別の生 ロンドン向け一、一五〇、二〇二トン=六七・五%、 かかる地域間および炭坑別割当基準の設定にとって重要なのは、その絶対的な大き 月間出荷割当量は一、〇〇〇チョルドロンとなる。年間 ロンドンを除く沿岸向け二八九、六五 (ウェ

石炭出荷制限協定の組織図



- 註 1) 出典 Sweezy, op.cit., pp. 56-9, より作成。
 - 破線部分は、1834年3月以降追加設立された機関。
 - 太(破)線部分は,常設機関を示す。

生

ウェア、ティーズでは委員会が、まれにしか開催されなかった総会を事実上代行した。

率は大きく相違し

七九〇 場

河地域)とでは、

ン ۴

市

年代をみると前者ではほ

ぼ平均七〇

九九年六七・六%)であり、

後者では

(最高九一年七二・一%、最低九八、

とは ほぼ平均二 定の役割をはたしたと思われる。 持してい たがってまた協定を可能なかぎり 最低九二年一三・七%)であった。 税 別価 産 市 二出出 の 場 とくに優良炭坑にとって、 存 格協定のメリ くための安全弁として、 一荷を極端に低下させな 在もあっ 出 荷制限」 年までの高

は低

田 国

組織協定について、これ

生

の対立激化のなかで大幅に修正されるのである。 じた際の罰則・処理=解決方法に関するものである。後述するように、この部分が一八二○年代末以降炭鉱主間

変動する市況のもとで協定の目的を実現するための常設機関の機能ないし役割、および協定違反や紛争が

である。 (18) はウェア石炭業委員会(以下、ウェア委員会、と略称する)があり、両委員会はほとんどもっぱら出荷=売却割当量 の問題に関して連合委員会を構成したのであり、地域内の問題に関するかぎり其々の委員会に委ねられていたの であったということである。すなわち、前者にはタイン石炭業委員会(以下、タイン委員会、と略称する)、後者に 協定とそれ自体の業務を管理する常設機関(第5図を参照)をもっており、"大いに自治的"(largely autonomous) その細目を説明する前に指摘しておかなければならないことは、タイン河流域とウェア河流域とはそれ自身の

concentration)を示し(一七七八~七九年—一四炭坑、一八〇〇年—八企業・一七炭坑・利害関係者三〇人未満、 降九名)され、 かなり大規模な炭坑企業と鉱区所有のかなり集中した状況 (the scene of mining on a much larger scale and greater 他の委員会と同様に加盟炭坑の醵出金でニューカスルに事務所と書記をおいた。これに対して、 sentative with full authority)を任命し、委員会はそれらの代表者のなかから選出(一八二七年まで七名、二八年以 締結などの重要な場合を除いて総会を頻繁に開催するのは現実的ではなかったので、各炭坑は全権代表 (a repre 八七年―二九炭坑、一八〇〇年―二九企業・三三炭坑・利害関係者約一〇〇人、二八年および二九年―四一炭坑)、 新協定の タイン河地域は炭坑数およびその鉱区所有権・鉱区賃借権への利害関係者の数が 多く(| 七六七年―二四炭坑 それはタイン地域のいわば"重役会』(the board of directors, so to speak)であった。委員会は、 ウェア河地域は

合委員会の事務所は、タイン委員会のニューカスル事務所内におかれた。(9) トリート は特別な選挙を必要とせず、各炭坑の代表者がそのまま委員会を構成した(七名)。事務所はチェスター= よび二九年―七ないし九企業・一八炭坑)、 一八三一年でさえ有力な炭鉱主は七名のみであり、 (Chester-le-Street) におかれた。両地域委員会が、必要に応じて合同すれば、連合委員会となった。 かかる事情のもとで レ=ス 連

の市況 月第一水曜日に各炭坑の前月の出荷=引き渡し実績に関する文書報告を送付することを義務づけた。その場合、 両地域委員会は、 員会はそれにもとづいて各炭坑に其々の割当基準の≪一、○○○分のx≫の月間割当出荷量を指示=通知した。 る――を検討して、市場参入阻止最高価格を維持し過剰在庫を防ぐために月毎=翌月の出荷量を決定し、両地域委 剰出荷を指示し、 月の割当量から控除され、それに達しない不足分は翌月に追加される。連合委員会自身が市況判断を誤って、 magistrate as one of the Committee) のところまで出頭するよう指示した。月間割当出荷量を越えた超過分は owner's agent) に向う半年間、 ことが一七九○年以降たびたび起った。 出荷制限協定の執行責任を負い、 通常月一回開催 (定期委員会) された。 連合委員会は、 連合委員会および両地域委員会は、連合・河川別 —— | 七七三年以後ファクターから石炭売却後の価格明細書を送付されたことは第二章第1節で指摘 したと おりであ 委員会が雇った代理人が各炭坑の石炭積み出し波止場事務所に派遣され、その職員=鉱業代理人(the 市場が軟調となり価格下落をおこした場合、翌月の割当量を削減する命令を発した。こうした 各炭坑に月間割当出荷量を遵守させる――協定全体のなかで最も重要で困難な課業 かかる出荷報告に対して極秘裏に宣誓させるために、 委員会の月間割当出荷量に関する通知は、 (事実上タインのみ) 炭鉱主総会で決定された価格、 割当量に関してなんらかの重 委員会の宣誓執行人 (a ロンドン石炭取引所 ために、 生産割当 過

九九(二八三)

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態目

(若林)

大な協定違反を犯した炭坑にとっては一種の警告であった。その一事例を紹介しよう。(゚ス゚)

あろうことは疑いありません。そうであるとすれば、貴殿の割当出荷量を著しく超過することになるのであります。敬具。 上げます。貴殿は先週の木曜日および金曜日を含むこの二週間ですでに一、○○○チョルドロン以上を売却しておりますの 拝啓、 貴殿は来月一二日以後までフラッスワース (Flathworth) からもうこれ以上の石炭を出荷しないようお願い申し ウォルボトル(Walbottle)〔ニューバーンと同じ炭鉱主が経営する炭坑〕 は五週間分の割当量を受取ることになるで ニューバーン〔炭坑宛〕、一七八二年一一月二四 トーマス・テイラー〔タイン委員会書記〕

措置をとること、という二重の機能をはたしたのである。 の年間生産=出荷割当基準と月間出荷割当量(率)が遵守されているか――とくに重視されたことは年間割当基準に対 する月々の生産=出荷率の遵守である――を調査し、協定や委員会決定=指示に対する違反が生じた場合には適切な 最高価格となるように毎月の総生産=出荷量を規制し過剰在庫を防ぐこと②年次炭鉱主総会で決定された炭坑間 以上のように、常設機関としての連合・両地域委員会は、①ロンドン石炭取引所での市場価格が市場参入阻止

次に、協定違反や紛争が生じた際の罰則・処理=解決方法について説明しよう。

て当該炭坑が連合委員会(と思われる)が決定したニューカスル・チョルドロン毎に一定額を支払うものである。 導入された。罰金は、 (22) であるが、委員会が月間出荷量調整を頻繁に行うようになった一七九○年代の九二年から一八○○年までの間に の終了時に月間割当量の一二ケ月累計——したがって月毎の過不足は相殺されている——に対する出荷超過分につい 罰則、とくに協定違反に対する罰金制度 各炭鉱の月間割当量の超過分に対してではなく、協定=カルテル年度 (the cartel year) (a system of fines, or a special agreed fine) は当初はなかったよう

したがって、 わらず、割当量を超過する余地が残され、またそうしたことが頻繁におこり、協定中断の原因となったのである。 ては、単位当り罰金額が出荷当割量の超過分から得られる単位利潤額よりも少なかったので、罰金制度にもかか こうして徴収された罰金は、 罰金制度は協定維持機能という点では大して成功しなかったということができよう。 (3) 割当量よりも出荷実績の少なかった諸炭坑に分配される。しかし、優良炭坑にとっ

通りに売却しうるかということ以上には価格を変更することに関心をもたなかったからである。(タム) は 意味で、割当基準は変化する価格とは全く独立した原理で決定されるので、 とは異なる相対的価格が維持しうるか否かは割当基準にもとづく指示出荷率の遵守に依存するのであり、 の問題であり、 対する出荷実績における超過分をめぐって発生した。けだし、価格の問題とは炭質=銘柄の違いによる相対価 この時期 きわめて単純であった。 ——一八二九年以前 しかも最高価格は前述した市場参入阻止最高価格により上限が画されており、 紛争は主として割当基準の設定と、月間およびその累計としての年間出荷割当量に -の炭坑間・個別炭坑対地域委員会・地域間に生じた紛争を処理=解決する方法 割当基準が決定されればそれがその 価格の絶対的 かかる

ということはほとんどありそうになかったといわれる。 事実上ないのである。けだし、連合炭鉱主総会を開催しうるが、 受諾可能な解決案の作成を行うが、それに失敗すれば、それ以上の上級紛争処理機関 (final court of appeal) は 能を代行)に付託され、そこでの多数決(majority vote)によって決定された。 問題を平和的に 一八二九年までは、地域内紛争については、タインでもウェアでも、其々の地域委員会に付託され、委員会が (amicably) 解決できなかった場合には、 地域間紛争の場合は事情がちがっていた。連合委員会が 当該地域の炭鉱主総会(ウェアでは委員会が事実上総会機 少数派であるウェア河流域の炭鉱主は多数決の かかる決定が、受け入れられない

決定に拘束されることに同意しなかったからである。後述するように、一八二九年にまさしくこの種の事態が発 協定を中断させたのである。(タム)

主として新規加盟炭坑の割当基準の設定・既存炭坑の生産能力増加等による割当基準の修正・等級別価格表の修 以上、説明してきた「出荷制限協定」は、毎年一二月に更新交渉が行なわれ、一年毎に更新されたが、変更は

正に関して行なわれた。

主因となったのである。(26) 再調整によって回避されたのであり、前述したように、協定を中断させる原因とはならなかったのである。^(欠) 別価格制が紛争の要因に全くならなかったわけではなかった。すなわち、かかる価格格差が劣等炭に十分な利益 割当を超過する傾向があるのに対して、劣等炭坑は生産能力の増加にほとんど利害関心をもたず、また割当超過 坑は生産能力を殖やそうとする追加投資意欲が強く、より大きな生産=出荷割当を獲得しようとし、かつたえず る傾向をもつ優良炭坑に強い不満をいだいたのであり、こうした相異なる利害関心をもつ優良・劣等両炭坑グル ープを包括した生産=出荷の共同規制 いら対照的事実にあった。すなわち、劣等炭坑は、たえず生産=出荷割当量を殖やそうとし、またそれを超過す に対する罰金が優良炭坑と比べてはるかに大きな重荷となるので、割当を超過することがほとんどなかった、と かかる「出荷制限協定」体制におけるいわば構造的弱点は、いつでも良好な市場を見いだしうる優良炭 (a remunerative price) の設定を許さない可能性があるからである。 。また、実際上、優良炭鉱主グループによって決定される最上質炭価格を基軸とする等級 (the joint regulation of the output) は協定更新を難行ないし中断させた しかし、それは相対価格全体の

これまでの「出荷制限協定」体制の構造に関する説明から、断片的ではあるが、その展開過程の年代誌的な説

第23表,1771年協定の概要

None of Tital Mayor - Mask							
District Items	Tyne	Wear					
prices of sliding scale on board ship	best quality 15s second " 14s third " 13s inferior " 12s	Newcastle chaldron					
district basis	(in Newcatl	e chaldrons) 254,000					
the issues for the year	890/1000						
note:results of vend including exports	(in Newcastle chaldrons) (352,000*) 220,000 (257,000						

出典 Sweezy, op. cit., p. 36; Williams, op. cit., p. 註1) 30; Ashton & Sykes, op. cit., p. 213; Galloway, "Annals", 271; Mitchell, op. cit., p. 110; Smith, op. cit., p. 149; Dunn, op. cit., pp. 68-9; T. J. Taylor, op. cit., p. 21; Green, op. cit., p. 211, L

> ۲, 口

ウェ

アが二五

四万

は タ

稼働=操業二一炭

り作成。 2) *1772年の出荷実績。 表参照)。 準が生産能力を完全に表示しているとすれば、 出荷指示率は八九%であった。この比率は、 坑 た。 ル ンが三八・六万チョル に区分されている。第二に、地域間生産割当基準 から劣等炭の一二シリングまで一シリング刻みで四等級 われる。第三に、 ドロンで、その比率はほぼタイン3対ウェア2であ のなかで五つの優良炭坑が主要な割り当てをうけたと 炭坑別割当量は明らかでないが、

ことになっていたと思われるが、実際上無意味に等しかった――ので、 地域別ではほぼ年間出荷指示率は遵守されていると判断しうる。すなわち地域割当基準に対する出荷実績の比率 産業資本主義段階における近代的独占の存在形態目 出荷実績を見ると(タインの七一年の数字はないので七二年実績を参考とする)、炭坑別にはわからないが ウェアが八六・六%であり、 しかも出荷実績にはこの年の統計上の フル操業に近い水準を示しているものと思われ 制 約から外

は外国市場向けを事実上除外している――というのは形式上、国内市場向け生産能力と外国市場向けのそれとを区別する

生産割当基準に対するこの年の年間

生産割当基

出荷割

る。

また、

は

タインが九一・二%(参考)、

明に移りたいと思う。 七七一年協定の主要な特徴は次の通りである (第23

第一に、等級別価格は最上質炭の一五シリング

カスル・チョルドロン当り約一四シリング二ペンス、トン当り五シリング四ペンスであった。(29) る最上質塊炭 (the best large coal) の平均船積み=本船渡し価格 (average shipping, or, f. o. b. price) はニュ 質炭価格は一五シリングであったが、七一年のニューカスル港における協定外の外国市場向けをも含むと思われ 国市場向けも含まれているので、それを控除すればその比率は一層低くなるからである。 第四に、 協定上の最上

記録して以降、これを凌駕したのは八四年であり、前年の三万チョルドロン増の七二・五万チョルドロンであった。(32) 万チョルドロンであった。他方、 も参照せよ)を維持していたのである。出荷実績を見ると、統計上、七二年に史上最高の六〇・九万ニュー 八年―四〇シリング、七九年―四二シリング、八〇年および八一年―四四シリング、第3図―(1)のグリニッチ病院の購入価格を 三年―ロンドン・チョルドロン当り三六シリング、七四年―三九シリング、七五年―四一シリング、七六年―四二シリング、七 上質炭)の高水準にあり、ロンドン石炭取引所の一次卸売価格も七三年以降八一年までほぼ一貫した上昇傾向 八一年の北東部船上渡し価格はニューカスル・チョルドロン当り二〇シリング六ペンスないし二二シリング 実績から見れば八一年に中断し、事実上―前掲の八二年一一月二四日付の割当量削減命令を見よ―八二年ないし八三年 更新という時には、公開取引=自由競争期はさしあたり八一年ということになることに注意を要する)が、 価格変動と出荷 から公開取引=自由競争に転換したとするのがより妥当なものと思われる。すなわち、価格変動の点から見れば、 ○~八一年に生じたといわれる(協定中断という場合、更新交渉は一二月におこなわれるので、たとえば八○年に中断=非 チ 七二年以後、七七年以前に協定中断が生じたといわれるが期間は明らかではない。はっきりした協定中断は八 ョルドロンを記録して以降、これを凌駕したのは八三年であり、前年の七・五万チョルドロン増の六五・一 ロンドンの入荷量も七二年に史上最高の七一・一万ロンドン・チョルドロンを . カ ヘスル

建設にもかかわらず、また水供給の不足による輸送の頻繁な中断も加わり、ミツドランド炭は、運賃が安く規則 は北東部からのものであり、後者の前者に対する市場独占は絶対的なものであった。けだし、七〇年以降の運河 ところで、八○年のロンドン市場の入荷量八六六、六二七トンのうち九八・六%にあたる八五四、二九九トン

スであり、-的に大量に輸送される北東部の"海送炭"と競争しえなかったのである。あの一八○○年議会で北東イングラン ル)でさえトン当り当初法定石炭運賃九シリング一ペンス、 ロンドン・チョルドロン換算約一二シリング七ペン ド炭田とスタフォード炭田との競争を促進するものとして期待されたグランド・ジャンク ション 運河(九七マイ ――運河までの陸上(道路)運賃〔運河運賃と比べてトン=マイル当り3~5倍〕を含めれば一層多額となる――

く高くなった時にごく例外的に入荷したにすぎなかったし、しかも、一八○○年に、ニューカスルおよびサンダ ーランド炭と比較して、他のすべての炭田の石炭は"劣等"("inferior")といわれていたのである。(38) ンドン市場に入荷したが、その運賃はニューカスルからのそれに比べてはるかに高く、ロンドン市場価格がひど ィ(Swansea)から出荷されるサウス・ウェールズ炭は一七七〇年に八六トン、 九九年に一三、三一九トン、 一八〇五年から始まる運河によるロンドン市場への入荷量はとるに足らぬほどのものであった。また、スワンシ

価格は八六年に一七シリングへ、すなわち約二〇%も暴落した。ロンドン石炭取引所の一次卸売価格も八一年の⁽³³⁾ 八一年にニュ ー カ ス ル・チョルドロン当り二〇シリング六ペンスないし二二シリングであった北東部船上渡し さて、一七八一年末ないし八二年末に協定更新が失敗して以来、八六~八七年まで再建されなかった。この間、

に指摘したように、八三年に過去の最高を更新した(六五・一万ニューカスル・チョルドロン)後、 ロンドン・チョルドロン当り四四シリングから八五年の三一シリングへと約三〇%も暴落した。出荷実績も、既 八四年七〇・三

命の一定の進展による需要増を反映しているとはいえ、独占価格を維持するには明らかに供給過剰であった。 万、八五年七一・六万、八六年六八・八万(各ニューカスル・チョルドロン)と高水準を維持したが、これは産業革

八〇年代の五し七年間続いた自由競争は計り知れない損失をもたらした共倒れの闘争といわれ、 こうして、七三年から八二年までの一○年間の石炭価格上昇の利益は八三年の一年だけで失なわれたといわれ、 コンビネーショ

ンの存在意義を証明したといわれた。(42)

チョルドロン当り)を推移した。 このことが 生産=出荷量の着実な増加(八七年の六八・六万に対して九三年に七九・(4) |定相場(北東部船上渡し価格は、八七年—| 七シリングないし一八シリング六ペンス、八九年—同じく一七シリングないし| ~四ヶ月の中断を除けば、九九年末まで継続したが、船積み価格もロンドン市場価格も九三年まで相対的低位安 三一シリング六ペンスないし三五シリング六ペンス、九二年—三〇シリング九ペンス、九三年—三五シリング、夫々ロンドン・ 八七年―三二ないし三六シリング、八八年および八九年―いずれも三〇シリング、 九〇年―三二シリング九ペンス、九一年― 八シリング六ペンス、九三年―一八シリング、夫々ニューカスル・チョルドロン当り。ロンドン石炭取引所の一次卸売価格は、 協定は八六~八七年に再建され、八七年協定は第24表の通りである。再建された協定は、九三年~九五年の三

らないが、八○年代のコスト上昇傾向のなかでとくに劣等炭鉱企業家にとってはきびしい損失を蒙ったのである。(㈱) 主として家庭用燃料炭を供給するタイン・ウェア両地域における石炭鉱業の拡張は主としてロンドンおよびイン ーカスル・チョルドロン)を反映しているかぎりでは、 九万であり、八七―九三年の年平均は七四・九万であり、後者は前者よりも約一七・二%増となっている。 タイン・ウェア両地域全体にとっての損失とは必ずしもな 単位はすべてニュ

五万となり、約一五・九%増加し、最高は九二年の八一・三万、最低は八七年であった。また、八○─八六年の年平均は六三・

第24表	1787年協定の概	要				
District	Tyne	Wear				
	per Newcas	tle chaldron				
prices of sliding scale	best quality 20s.	best quality 18s.				
on board ship	second # 18s.	second // 15s.				
	inferior // 15s.	inferior // 14s.				
district basis	(in Newcastle chaldrons)					
district pasis	450, 000	250,000				
note: results of vend	(in Newcast	le chaldrons)				
including exports	411,000	275,000				
註 1) 出典: Ashton & Sykes Williams, op. ci op. cit., p. 45 よ 2) 船上渡し価格には タイン ウェアで 2s. 6d. のフィ	t., p. 35; Mitchell, op ; り作成。 (でニューカスル・チョ)	o.cit., p. 110; Dunn,				

準価格(the standard prices)の維持を難しくするのである。既に(タイ)

る生産=供給能力の急増は協定の存立基盤を不安定にし、協定標

性と変化に乏しいのであり、新規参入や既存炭坑の坑増加等によ 用原・燃料炭需要の急増に比べて北東部炭の需要は相対的に伸縮

グランド東部・東南部沿岸地方の人口増に依存し、かかる人口増 は産業革命の進展によって促進されるとしても、この時期の産業

坑優位の、したがってまた実際上出荷規制の緩い性格をもってい

規参入があり、八六一八七年に再建された協定はより一層優良炭 (九六—九年) などのタイン河のニューカスル下流重要諸炭坑の新 エンド(八一年)、ヘッブバーン(九二—四年)、パーシィ・メイン ン(七五年)、フェリング、ウォルトリッジ(七九年)、ウォールズ 第一章で指摘したように、一八世紀第四・四半期にはウィリント

ここで、この時期の炭坑規模や立地条件について一言しておこう。まずタイン河流域について述べると、八七 たのではないかと思われる。

一〇七(三九一)

程度と思われる。平均炭層深度(竪坑深度とほゞ一致する)は 三六四フィートおよび炭坑から タイン河までの距離(48) 三、八六○トン)、 九二年の流域全体の坑内・坑外夫総数は約九、六○○人であり、一炭坑当り三○○~三三○人

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態目(若林)

年に二九の炭坑があり、一炭坑当りの平均船積み=出荷量は約一六、五五〇ニューカスル・チョルドロン

(約四

は平均三・二六マイルであるが、

=

ユ

1

カ ス ル

の下流炭鉱地帯の方が深層炭坑で、

かつ河までの

距

離

短

. と

が

明白である (第25表参照)。

河川までの距離が最高九マ

イル

・平均三・二六マイルという事実は、

河 が

口

か

5

最

(後掲第6図より測定)

上流炭坑までの流域距離約二五マイル

炭鉱立地条件は

タイン河に沿

9

た

1787年のタイン河流域炭坑の炭層深 第25表 度と河までの距離

	Zone Items	Number of collieries	Dej sea	pth c m (f feet)		e ri	from ver niles)
le le			最	高	630	最	高	3
Side	Below Newcastle	8	平	均	508	平	均	1.38
the North			最	低	240	最	低	0.25
e N		7	最	高	360	最	高	5
On th	Above Newcasle		平	均	277	平	均	2.64
			最	低	140	最	低	0.25
e e			最	高	456	最	高	4
Side	Below Newcastle	3	平	均	382	平	均	1.58
South			最	低	270	最	低	0. 25
1		11	最	高	480	最	高	9
On the	Above Newcastle		平	均	314	平	均	5.48
			最	低	144	最	低	1
	Total	29	加平	重均	364	加 平	重均	3. 26

出典: Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 294-5, より作成。

四六三ニュー

カ ス ル

チ

Ξ

ル

۲,

p

ン

(約四六、

二七

約七、○○○人で、一炭坑当り四五○人前後と思 八トン)、九二年の流域全体の坑内・坑外夫総数は

炭層深度は,竪坑深度とほぼ一致する。

われる。

八四年におけるこれらの諸炭坑のなか

細い帯状の比較的狭い地域に制約されていたと思われる。 し)の一炭坑当り平均船積み=出荷量は約一七、 年 流域について述べると、七八―七九年に一四 、炭坑群も資料の制約上一炭坑とする)があり、 タイン河流域全体から見れば下流域 (少なくともこの 年まで 炭坑数および 次に -を考慮、 新旧の交替な ゥ す |炭坑 ア

四

河

出荷量四一、二七四ニュ のラムトン炭坑群(ラムト (約一〇九、三七六トン)、テンペスト炭坑群(テンペス 五三トン)と上位二炭坑が擢んでており 家経営)の三一、〇〇一チョルドロン ļ ン家=ダ カ ス ル 1 チ ラ ム伯経営) 3 (約八二、 ル (出荷占 ۴ 口 の

有率約二九・六%)、そのうえ上位七炭坑の出荷占有率は約六七%に達し、 少数炭坑の寡頭的支配が成立していた

も "高い割当基準を保持していた若干の諸炭坑がそれをいっそう高くするように要求した結果"であった。 some difficulty in the arrangement of Quantities") であったし、また九九年一二月に協定が更新されなかったの(⑸) 九三—九五年の三~四ヶ月の協定中断は'数量〔=生産割当〕協定における何らかの困難のためょ("owing to

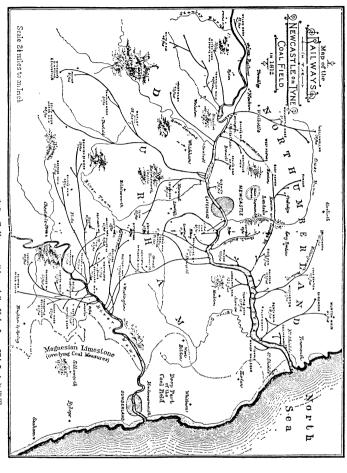
Trade) でこの「出荷制限協定」をめぐる諸問題もとりあげられた。 既に指摘した一七七一年に始まるこの協会) 定の最初の提唱者であるワシントン炭坑支配人トンプソンらの炭坑主やニューカスルのタウン官史ク レ イ ト ン (Nathaniel Clayton) らが審問され、証言した。 炭鉱主ら利害関係をもつ当事者たちは、このカルテル協定のも(3) ところで、第二章で詳説したように、一八○○年に下院の「石炭業に関する委員会」(Committee on the Coal

と公言した。つまり、彼らは、理論的にいえば、(鉱山)地代法則(レヴィのいう収穫逓減の法則〔the law of dimi教済策を適用し②それによって"公正な"利潤を提供し③かくして劣等諸炭鉱を閉山の危険から守ることである、 石炭価格は劣等炭鉱の存立条件として必要とされる水準以上に騰貴する、と主張したのである。(5) shing returns]) は高価格を劣等炭鉱の存立条件とし、劣等炭鉱の閉山による供給減は需給不均衡を招来し、結局、 profit) の主張を展開して弁護した。 すなわち、彼らは、協定の目的は①ある諸銘柄の石炭価格の激落に対する とで石炭が高価格に維持されているという攻撃に対して、 かかる高価格を否定せず、 逆に "公正" 利潤("fair"

of Price) は除去され、さらに劣等諸炭坑にとって懸念された諸危難は効果的に避けられた」と述べながら、 これに対して委員会報告は、「これらの諸規制の目的は適えられ、苦情を訴えられた価格不振 (the Depression

た期待をかけたにとどまって、事実上放置された。 (8) 実したが、北東イングランドの「出荷制限協定」は、 に第二章で説明したように、一八○二─○三年の「石炭売買法」や○七年の「石炭売買法新法」などとなって結 ールズのいくつかの部分とヨークシャーから沿岸回りで追加供給が可能である、と報告した。委員会報告は、(si) ター、あるいはグラモーガンシャーから諸運河を通じて、ほとんど無尽蔵に豊富な石炭が供給されうるし、ウェ 方箋としての倉庫の設立等の問題に言及しつつ、スタフォード、ウェスター、ウォーウィック、サロップ、レス 可能性、賃金引上げのための船員 (mariners) 内部のコンビネーションの害悪、運賃、市場における取引手続き、 拒絶した。そして、委員会は、「首都においてもまた、営業の完全な自由が、公衆にとって最上の利益である」と legality)を取り扱うことを回避し、協定が違法であると断言することないしエリントンの告訴を弁護することを 能であろう」と指摘した。 それにもかかわらず、 委員会は、「出荷制限協定」の合法性の問題 (the question of いう見解を表明し、こうした諸契約 (compacts)=協定を禁止する既存の諸制定法を実施する効果的手段の採用の 準は最劣等炭鉱の生産費によって正当化される金額をはるかに越えていたと確信しつつ、その結論として「石炭 方で、カルテルのもとで、すなわち一七八○年以後の一年前後を除く一七七一年以降の期間中に普及した価格水 一次卸商人の利潤、検量官、船荷引渡し、混合炭、計量および引渡しにおける詐欺行為、季節的払底に対する処 取引 (the Trade) のどの部分にも正当な利潤を伴いながら、 右の地域間競争に対する過大かつ実際上、非現実的であっ かなりの値下げ (considerable reduction) が可 既

いといわれる。したがって、ごく断片的な指摘にとどまる。(60) 一八〇〇年―一八二〇年の期間における協定自体の歴史に関する資料は、 一八一二年は、 スウィージーによれば、ほとんどな 一一年末に協定が失効して更新交渉



出典 Galloway, "Annals", Vol. I, p.374-5 より借用

定もなく経過した。 (fi) が、結局、そのほとん 等級にも区分され、 上渡し等級別価格は七 どの期間をいかなる協 が引き続き進められた るニューカスル炭の船 れる一三年協定におけ 年末に成立したと思わ 図の通りである。 の私有炭鉱鉄道は第6 石炭積出し波止場まで て敷設された炭坑から 立地と炭鉱主らによっ 両河流域における炭鉱 二年のタイン・ウェア 第

等級の三四シリング

協定は存在しなかったと思われる。(33) 優位の性格をもつものであった。(62) 六ペン スから 第七等級の二二シリング(いずれもニューカスル・チョルドロン当り)までの大幅な格差のある優良炭 一四年は、 気象から石炭税率変更にいたるまであらゆる面で全く異常な年で、

インフレ収束・正貨支払再開とともにかなりの下落を示した。 ―一八二一年)と重なり、それによるインフレーションは石炭価格をも高騰させた 八〇〇年―一八二〇年という期間は対仏戦争(一七九三年―一八一五年)に伴う正貨支払停止の (第3図および第26表参照))時期 (一七九七

独占利潤(monopoly profits)を収奪しりる限界は狭まった。二〇年には北東イングランドでは協定は存在していた(㎝) 八二〇年頃には、 タイン・ウェア両河流域の炭鉱主たちが他の諸地方からの石炭供給の急増を誘発しないで

Newcastle Sunderland Periods d. s. d. s. 1784--90 7 6 1791-97 9 9 1798-1804 12 6 11 1 1805-11 2 12 2 15 1812-18 14 3 12 6 1819-25 11 8 12 0 1826-32 10 5 11 1 1833-37 9 4 9 10 W.S. Jevons, op. cit., p. 84, 出典 より借 用。 功しなかったと思われるのである。他方で、一八〇九年の(66) ぐって船主によるファクターとの協議が行なわれ、 にもかかわらず、 ンドン市場入荷の ¤ "海送炭』に対するロンドン ンドン市場における「低価格」

・チ

´=

ル ۴, それは成

問題をめ

ランドにおける

(per ton)

優良炭の平均船積み価

格の推移

と思われるが、二〇年代後半には二五年九月二七日にイギリ ったことはかかる独占の存立基盤を補強する役割をはたした。 国税が、一五年に続いて二四年にも減額されて(一五年—三シ ン当り一二シリング六ペンス (史上最高)であった差別的高率 ングニペンス、二四年―三シリング四ペンス)、 六シリン グにな

第26表

Places

Ry.)——この時はまだ幹線とヤーム線(the main line and Yarm branch)のみ開通——の登場によってティーズ河流域 スで最初に開通した公共(蒸気力)鉄道であるストックトン・エンド・ダーリントン鉄道(Stockton & Darlington で新規開坑が進捗しこの流域諸炭坑がタイン・ウェアの有力な競争者=アウトサイダーとなり、その存立基盤を

二一年に、それほど長期間にわたらない協定の中断による自由取引が行なわれ、二四年六月(同年四月に前述の

いっそう脅すものとなる

待して炭鉱主の協力を求め、 記録した。二六年一〇月二四日に開かれたニューカスル港の最も多人数の船主の集会は、業界の状態の改善を期 滅税実施)から二五年七月頃まで再び自由取引が展開された。(8) を承認した。 一一月六日、タインの炭鉱主たちは船主代表団と会見したが、 そこで後者の指導者は「〔石炭 量(内陸市場向けは記録がない)は、 三二年までを含めて 史上最高の一四一・八万ニューカスル・チョルドロンを 達し(それまでの最高は二三年の一二三・六万、二一―二五年の年平均は約一一五・三万)、 外国市場向けを 含む 総出 リング前後)となり、約九シリング(約二一%)も暴落したのである。また、この年のニューカスルおよびサンダ(マシ) ーランドからのロンドンを含む沿岸諸市場向け出荷量は史上最高の一三四・一万ニューカスル・チョルドロンに 3図②からの推定、以下同じ)は需要期に入った一○月に最低水準(少なくとも一八○七年以降の最低水準である三三シ 月にロンドン市場でこの年の最高を記録した石炭価格(最上質炭ロンドン・チョルドロン当り四二シリング前後―第 二五年七月頃に再建されたと思われる協定は年末には更新されなかったように推測される。すなわち、二六年 船主代表団がこの目的のために炭鉱主たちを訪問することを告知するための通信

(proper understanding)

が欠如している」

の〕 低価格はロンドンのコール・ファクターの間に固有の取決め

はイタリック体〔タイン委員会議事録では下線が引かれている〕)と警告した。タイン委員会のこのような回答は、個々にイタリック体〔87〕 炭地での船上渡し価格規制=協定はほとんど不可能ないし無意味となる――を廃止することに腐心し、このためには「フ とでは船主または船長は低価格=低利潤を理由に仲買人=商人機能を担うことを拒絶し、 たんなる回遭業=海運業にのみ専念 けを船主によって拒絶されたことによって余儀なくされた傭船(freighting, or charter)——公開取引=自由競争のも ためであるとの見解を表明した。 人であるという点にあった。こうした炭鉱主の態度が三四年までに根底的に変更されるのは後述の通りである。 答の実質的な意味は石炭運送は船主の事業であり、ロンドン価格に関してはファクターこそ船主が頼るべき代理 のファクターたちが数年来炭鉱主の代理人として行動してきたという事実との関連で考慮されるべきであり、 重要性をもつ」と看做して、 ロ ン ド ン石炭取引所への介入を断り、 末尾で、 現在の協定は全 く 満 足 す べ き ァクターらに彼らが船主の代理人では全くないと思わせるいかなる措置もとられる べ き で な い こ と が最大の したので、炭鉱主は傭船契約をしてロンドン市場などで自己勘定で石炭を売却することを余儀なくされた。 タイン委員会に引き継がれ、 ゚の で あ り、 し か も 「炭鉱主は自分たちがそのために連合する目的を成し遂げる決意である」(附点は原文で タイン委員会は、 何よりもまず炭鉱主ないしその一部が公開取引=自由競争下の低価格での船荷引受 二七年二月二〇日、委員会は船主代表団との約束を反古にする通告を行なった。 炭鉱主たちはその時には船主代表団に協力を約束したが、 問題は協定再建後 この場合には、産 回

る。 なった最期の平穏な年であった。換言すれば、二八年以後は、長い一連の煩しい諸事件が連続して起ったのであ 二七年は、後に「出荷制限協定」の"黄金時代』ないし"大きな個別的出荷割当の時代』と回顧されるように 協定を管理する連合委員会およびタイン、ウェア両委員会は主として月間出荷割当量の設定、その超過・不

規制などの業務にとりくんだ。(4) に関する重要な決定は炭鉱主総会に委ねられるが、それらの執行は委員会に委された――、 足問題の処理、 協定に対する放縦への苦情処理、生産割当基準の小調整、 年季繋縛契約と賃金契約 石炭諸税廃止運動、 計量超過 --労働問題

である。かくしてこの企てはたいしてうまくいかなかったと思われる。(で) に加えてチョルドロン当り一〇シリングを課せられると決議し」、船主に秘密裏に通告した。 排斥対象炭坑リス 間断なく取引していないいかなる石炭船もリスト価格(the list price——等級別価格の一覧表のことを指す〔引用者〕) 石炭船に協定傘下の炭坑とのみ取引させることを企図として「連合諸炭坑(the associated collieries)のどれかと トも作成されたが、委員会は、それを請求した船主に一端は同意したが、その露見を虞れて実行しなかったよう 盟ないし反抗的な諸炭坑に対する武器に使うことを企図した。すなわち、二七年六月一九日、 二七年を通じて、タイン委員会は、船主たちを以前よりも一層カルテルの統制下におき、同時に、彼らを非同 タイン委員会は、

たタイン河流域四炭坑に割当基準を提供しなければならなかった。両地域間の協定更新作業は年末までに完了し ぎり平和的に精査し妥協をはかるべき多数の請求と反訴 (claims and counterclaims) のほかに、 獲得する新しい機会を意味したし、さらに等級別価格リストの改訂作業がすぐに始まった。この年は、 するように石炭業事務所に委ねられ、さらにウェア炭鉱主に送付された。ところで、新協定は割当基準の増加を つ)を満場一致で票決し、一連の規約を採択した。これらの規約は、通常の手続きにしたがって、 一〇日タイン炭鉱主総会が開かれ、 二八年協定(ウェアの炭鉱主も署名してはじめて発効するいわば仮協定の性格をも 連合委員会は、二七年一〇月二日、毎年の慣行にしたがって翌年に向けて協定更新問題をとりあげた。一一月 新しく開坑され だれもが署名 可能なか

なかった。 でで

入れ、ウェア地域は前述の慣行の撤廃を約束した。かくして二八年協定は成立し、発効した。この協定でタイン る、という罰金条項を欠いたかなりルーズな内容のものであった。(※) 分を翌月の指示出荷量から控除され、不足している炭坑はその不足分を翌月の指示出荷量に加算されるものとす 当出荷量に対する〕過不足の報告は毎月末に行なわなければならない②割当量を超過して出荷した炭坑はその超過 Regulations for the government of the Coal Trade on the River Wear") と称するウェア地域の規約は、 場合には罰金五○ポンド ③虚偽の報告をした場合には 罰金一○ポンド ④週間報告を怠った場合には 罰金五ポン 委員会の構成が七名から九名に増員された。また、 万増の八二・六万ニューカスル・チョルドロン。ウェア地域は二七年と同じ五三・三万ニューカスル・チョルドロン)を受け 協が成立し、 ア地域の慣行が粒炭(直径%インチ未満)を規制量に含めていないことに抗議した。一月一九日の連合委員会で妥 ド、と厳しい罰則を定めていた。これに対して"ウェア河での石炭取引の管理のための一般的諸規制=("General いかなる炭坑も出荷超過分の石炭の総価値を その売却時価で 没収される ②許可なく 価格リストから 乖離させた いた。前述の二七年一一月一〇日に採択されたタイン地域の規約は、①委員会が許可した割当出荷量を超過した 二八年一月四日に開かれた連合委員会で、タイン側は、その地域割当基準の著しい増加を主張し、さらにウェ タイン地域はわずかに殖やされた割当基準(二七年の八〇万ニューカスル・チョルドロンに対して二・六 両地域の協定を遵守させるための規約は著しい対照をなして 〔月間割

ングーペンス) ほど高すぎた-二八年の協定等級別価格が ロンドン・チョルドロン当り一シリング(ニューカスル・チョルドロン換算で約二シリ ――正確な坑口価格に関する誤断による― ―ため、ロンドン市場へのスコットランド、ウェ

1828-29年のロンドン市場への石 第27表

炭入荷量と平均市場価格									
Areas Years	From	From Outside (B) (Stockton, Scotland, Yorks, Wales	(<u>B)</u> (A)	Pri	ce*				
	(in tho	usands of tons)	(%)	per s.	ton				
1828	1,862	98	5.3	30	0				
1829	1,964	53	2.7	27	6				

註 1) 出典 Sweezv, ob. cit., p.80, より借用 2) *価格は、Stewart's Wallend coal (サンダーランド 最上質) 炭の毎月の第1市場日価格の平均である。29 年1月~8月は「公開取引」の時期であったことに留

出

争の程度はたいして重大なものではないことを示しているが、

占利潤の収奪基盤がいっそう狭隘になりつつあったこと

-二八年の年間指

他方では、

独

荷率は八一・二%であり、 二九年一月—八月の「公開取引」下で多数の最劣等炭坑

鉱

のことは、

一方では、二八年でさえタイン・

ゥ

エ

ア

両地域と他地方との競

(の船積み港—次項で説明する) からの石炭の突然の殺到を招い

1

ル

ズおよび

) = |

クシャー、

さらにとりわけスト

ックトン

(ティ

た

(第27表参照)。 ズ河流域炭

意する必要あり。 は赤字操業を余儀なくされた――を示すものである。(や) 八三にすぎなかったのである。 基準の一○○○分の五五七・五に達したのに対してタインは一○○○分の 地域が一貫して指示出荷量を超過し、 また、二八年の夏、 重大な事態がタインとウェ ウ ェ 八月末までのウェアの出荷実績 ア地域の割当超過の 7 の 間で発展した。

は割

加 当 ゥ エ

ア

ー卿であった。

協定

あ

「主犯」(the main

月 までに二二に減らし、年末までに一掃することに同意したことによってさしあたり回避された。しかし、 突然の終末がきたかにみえた事態は、 しいということには原則的に満場 五 - 危機は始まりにすぎず、二九年向けの協定更新問題になお直面しなければならなかったのである。二八年一二 月 産業資本主義段階における近代的独占の存在形態目 連 合炭鉱主総会が 口 ンド ンデリ 致の賛意が示されたが、 culprit)はあの大炭鉱主の一人であったロンドンデリ ウェア側が一○○○分の七四・ ー議長のもとでこの問 そのための問題の核心は 、題を検討するために開催された。 五の超過分を一一月までに二七に、 両 地域間 の 協定更新が望ま 紛争を解決する 実際に 一二月

して、取引は公開であると宣言した。 場合にはその日から取引は公開とすると決定した。一月二四日、連合委員会は、彼の回答が不満足であると確認 定遵守を保証するために不可欠であり、ダーラム卿の求める保証であると宣言し、二四日以前に彼の同意がない くために延会された。翌二九年一月一九日、延会された総会が再開され、総会は、紛争仲裁機関がウェアでの協 炭鉱主総会(ラムトン卿は再び欠席し、彼の代理人が出席したが彼の見解を知らなかったという)が開かれたが、 保証が得られるまで二九年向け協定について議論さえしないであろう、と主張した。一二月一九日、第二回連合 インに完全に従属させることになり、②そのうえウェアの七名の炭鉱主のうち五名が二八年の割当出荷量を超過 議を実施する旨の通知を受けたが、彼はそれに異議を唱える書簡を送った。すなわち、彼は、そのなかで、①ウ court of apeal) を設立する決議を採択した。ところが総会を欠席した大炭鉱主ダーラム伯=ラムトン卿は総会決 ンデリー卿は協定の断念を提案した。しかし、結局、総会はラムトン卿を説得するために数週間の猶予期間をお しており(ダーラム伯は一、六五五ニューカスル・チョルドロンの不足)、③こうしたことを繰り返さないという適切な ェアの主要な七名の炭鉱主はすべてウェア委員会の構成員であり、かかる機関の設置の唯一の結果はウェアをタ ための独自の機構が欠如していることにあった。総会は出席者全員の一致で両河川間の紛争仲裁機関 (a general ロンド

事態は危機の進行と再建=独占の再編に向って展開する。 二八年は北東イングランドの石炭独占=カルテル体制にとって激動の時代の始まりであったが、二九年以降

cit., pp. 25-7 Sweezy, op. cit., pp. 32-3; Ashton & Sykes, op. cit., p. 213; Levy, op. cit., pp. 107-9; Williams, op.

- Galloway, "Annals", Vol.I, p. 264
- 3 Ashton & Sykes, op. cit., p. 252 (Appx. F)
- 4 Sweezy, op. cit., p. 31.
- 5 Ashton & Sykes, op. cit., p. 252
- 6 Sweezy, op. cit., p. 144

7

(∞) Galloway, "Annals", Vol.I, pp. 264-6, 268-271; Levy, op. cit., p. 108; Dunn, op. cit., p. 23; Green, op. cit., pp. 208-210.

Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 260-3; Dunn, op. cit., p. 24.

- 9 Williams, op. cit., p. 29.
- Levy, op. cit., p. 108.

(11) Sweezy, op. cit., p. 144

- Ibid., p. 108.
- <u>13</u> Ibid., p. 109; Sweezy, op. cit., p. 35; Ashton & Sykes, op. cit., p. 213; Williams, op. cit., pp. 26-7.
- Sweezy, op. cit., pp. 35-6; Levy, op. cit., p. 110; Williams, op. cit., pp. 26-7; Galloway, "Annals", Vol.
- (\(\frac{\psi}{2}\)) Levy, op. cit., p. 110; Sweezy, op. cit., p. 60; Dunn, op. cit., p. 68; Green, op. cit., p. 211. I, p. 296
- (△) "Report of the Select Committee on the State of the Coal Trade", House of Commons, 1830 (663), W, pp.
- ther with Minutes of Evidence, and Appendix", House of Commons, 1836 (522), X, pp. 2-3, 12-3 (A) "Commons' Report of 1836" と略称する); Levy, op. cit., pp.110-5, 137; Sweezy, op. cit., pp. 59-60, 79-80; 254-5, 263-4(以下、"Commons' Report of 1830" と略称する)。"Report from the Select Committee on the Coal Trade; toge
- Williams, op. cit., p. 30; H. Stanley Jevons, "The British Coal Trade", 1915, p. 315; Smith, op. cit., p. 149. "Report from the Select Committee of the House of Lords appointed to take into Consideration the State of the
- Coal Trade in the Kingdom…(15th June 1829)", 1830 (9) Ⅷ, p. 57 (以下"Lords' Report of 1829" と略称する);

- 315-6; Smith, op. cit., p. 149-150; Dunn, op. cit., p. 70. pp. 117-9; Sweezy, op. cit., pp. 60-3, 79-80; Williams, op. cit., pp. 28, 32-3; Н. S. Jevons, op. cit., pp. "Commons' Report of 1830", pp. 254-5, 264; "Commons' Report of 1836", pp. iv-v, 2-5, 43; Levy, op. cit.,
- (2) Sweezy, op. cit., pp. 57-8; Smith, op. cit., p. 232
- (\text{\text{\text{2}}}) "Lords' Report of 1829", p. 67; Smith, op. cit. pp. 57-8; Galloway, "Annals" Vol. I, pp. 271, 294-6. よび本稿第一章第3節第一項(本誌第二十五巻第二・三合併号、七○ページ)をも参照せよ。 お
- (ℜ) Levy, op. cit., pp. 117-9; Sweezy, op. cit., pp. 61-2, 66; Williams, op. cit., pp. 32-3; H. S. Jevons, op. cit., pp. 315-6; Smith, op. cit., p. 150.
- 21 Levy, op. cit., pp. 118-9. 鉤括弧内は引用者による。
- Sweezy, op. cit., p. 67.
- 23 Ibid., p. 67; Levy, op. cit., p. 117-120; Smith, op. cit., p. 149
- 24 Sweezy, op. cit., p. 60
- 25 Ibid., p. 58.
- 26Ibid., pp. 60, 63-4; Levy, op. cit., pp. 119-120; Williams, op. cit., pp. 34-5.
- Levy, op. cit., p. 116; T.J. Taylor, op. cit., p. 11; Green, op. cit., p. 211

Sweezy, op. cit., pp. 59-60; Williams, op. cit., pp. 35-6.

27

- 28
- 29 W. Stanley Jevons, "The Coal Question", rep. ed., 1965 (1st. ed., 1865; 3rd ed., rev., 1906), pp.82-3.
- 31 30 Ashton & Sykes, op. cit., p. 251 (Appx. E); Mitchell, op. cit., p. 110. Ashton & Sykes, op. cit., pp. 214, 253 (Appx. F); Dunn, op. cit., p. 69.
- 32 Mitchell, op. cit., p. 112; Ashton & Sykes, op. cit., p. 251 (Appx. E); Sweezy, op. cit., p. 36.
- 33 Williams, op. cit., p. 29.

Levy, op. cit., pp. 111-2

池田、前掲書、一九四ページ。

- 36 前掲書、一八二ページを参照せよ。
- 37 Mitchell, op. cit., p. 113 (footnote (b)); cf. Levy, op. cit., p. 161.
- 38 Levy, op. cit., p. 111
- 39 Ashton & Sykes, op. cit., pp. 214, 253 (Appx. F).
- 均二七シリングから八五年には平均二三シリングへと、約一五%下落した(Levy, op. $cit.,\; p.\;116$)。 *Ibid.*, p. 253 (Appx. F). また、ケント州のロチェスター・ハーバー (Rochester harbour) 価格は、
- 41 量も、八三年六九・五万、八四年七二・五万、八五年七三・三万、八六年七三・○万、各ロンドン・チョルドロンと 増加した。 Mitchell, op. cit., p.110; Ashton & Sykes, op. cit., p.251 (Appx. E)。これを反映して、ロンドン市場入荷
- $\stackrel{\frown}{42}$ edited by L. S. Presnell, p. 227; T.J. Taylor, op. cit., p. 13. A. J. Taylor, "The Sub-contract System in the British Coal Industry", in "Studies in the Industrial Revolution",
- 43 ューカスルからの優良炭(a superior quality of coal)の八四~九〇年における平均船積み価格はトン当り七シリ ング六ペンス、ニューカスル・チョルドロン(換算)当り約一九シリング一〇・五ペンスであったという記録もある *Ibid.*, p.214; A.J. Taylor, *op. cit.*, p.227. 第3図も同様の傾向を示しているのを参照せよ。これに対して、ニ Ashton & Sykes, op. cit., p. 253 (Appx. F).
- $(W.S.\ Jevons,\ \mathit{op.\ cit.},\ p.\ 84)$ が、八七~九三年の平均および各年別記録がないので、指摘するにとゞめる。 Mitchell, op. cit., p. 112
- $\stackrel{\frown}{46}$ A.J. Taylor, op. cit., p. 227
- 47 Ibid., pp. 228-9; Ashton & Sykes, op. cit., p. 214.
- $\stackrel{\frown}{48}$ Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 294-5
- 49 Ibid., p. 296; Dunn, op. cit., p. 26
- Levy, op. cit., p. 120. 鉤括弧内は引用者による。
- Ibid., p. 120. 「高い割当基準を保持していた若干の諸炭坑」とは、 ウォ 1 ルズエンド(割当基準六四、

- 65)。一七九九年の総割当基準は約二五七・七万トン(ロンドン・沿岸向け出荷実績約一九七・八万トン)、年間出荷 五、〇〇〇―二八、二四六)、ヒートン (四五、〇〇〇―三〇、〇八二)、ヴィウィック・エンド・クラスター (四五、 ○ニューカスル・チョルドロン、出荷実績四三、二二八ニューカスル・チョルドロン、以下同じ)、ヘッブバーン(四 指示率は《一、○○○分の八一○》であった(T.J. Taylor, oþcit., p.22; Dunn, oþ.cit., p.70)。 〇〇〇—二九、九九二)、ウィリントン(四五、〇〇〇一三〇、〇一〇)であった、と思われる(Dunn, op.cit, p.
- 会でこの協定に関して証言したことによるものと思われる (Sweezy, op. cit., p. 131; Williams, op. cit., p. 39. 本 裁判を要求したが、これは認められはしたものの訴訟は決して進まなかったのであるが、彼が一八○○年の下院委員 は当地での公正な裁判をなしえなくしていることを根拠に、ニューカスルまたはノーサンバーランド州以外の地での の賃借炭鉱主であったG・W・エリントンが石炭業委員会の構成員=炭鉱主を告訴し、その際炭鉱主の巨富と影響力 この協定が秘密協定であったにもかゝわらず下院でとりあげられた契機は、ノーサンバーランドの公爵所有の鉱区
- cit., p. 214 (footnote 4); Andrew Martin Neumann, "Economic Organization of the British Coal Industry" 1934, p. 157 (footnote 1); Dunn, op. cit., p. 71; Green, op. cit., p. 215. クレイトンの証言 (evidence) については次の箇所を参照せよ、Sweezy, op. cit., p. 40; Ashton & Sykes, op

稿第二章、前掲、一四六ページをも参照せよ)。

- 54 Levy, op. cit., p. 134; Williams, op. cit., p. 32; Smith, op. cit., p. 149
- (5) Levy, op. cit., p. 136.
- (56) *Ibid.*, p. 135. 傍点は引用者による。
- (5) Sweezy, op. cit., p. 131.
- (5) Smith, op. cit., p. 150.
- (A) Sweezy, op. cit., p. 131.
- (6) *Ibid.*, p. 40.
- 6) *Ibid.*, pp. 40–1, 154.
- Williams, op. cit., p. 30; Dunn, op. cit., pp. 65. タイン河地域の等級別価格協定は厳格で、

- 後者では 最上質炭三〇・五―二八・五シリング(適用五銘柄、以下同じ)、 第二等級炭二六―二五・五シリング(五 等級二五シリング(九炭坑)、第六等級二四・五シリング(四炭坑)、第七等級二二シリング(六炭坑)と協定された。 それは従来型であった。 すなわち、前者では、第一等級三四・五シリング(適用四炭坑、以下同じ)、 第二等級三三 銘柄)、劣等炭は価格不定(若干銘柄)となっていたのである。 ・五シリング(六炭坑)、第三等級三一・五―二七・五シリング(六炭坑)、 第四等級二六シリング(三炭坑)、 第五
- <u>63</u> Sweezy, op. cit., pp. 40-1.
- 64 国金融史研究会訳)、第二巻、一九七〇年、「第一章正貨支払停止の時期、一七九七―一八二一年」、を参照せよ。 正貨支払停止からその再開にいたるまでの経緯については、さしあたり、J・クラパム著『イングランド銀行』(英
- 66 Smith, op. cit., p. 158 Levy, op. cit., p. 112.

65

- 67 石炭税制の推移については、本稿第二章第二節を参照せよ。
- 68 pp. 10-11 H. G. Lewin, "Early British Railway—A Short History of Their Origin & Development 1801-1844", 1925.
- **69** "Lords' Report of 1829", p. 56; "Commons' Report of 1836", p. 144; Sweezy, op. cit., pp. 41, 154, 156-7.
- 月比で其々一一シリング六ペンス、一二シリング(二五・六%、二七・六%)も暴落した〔"Commons' Report of 1830, p. 358, Appendices, No. 4 (e), (f)]. Ibid., p. 156. また、ヘットン・ウォールズエンド炭の二六年一○月第一市場日のロンドン取引価格は、前年同
- 71 Mitchell, op. cit., p. 111.
- Sweezy, op. cit., p. 70; Smith, op. cit., p. 158
- 73 Smith, op. cit., pp. 156-8.
- 74 Sweezy, op. cit., p. 85
- 75 Ibid., pp. 86-7.
- Ibid., p. 87

- リー侯の諸炭坑一四・五万〔約三八・四万トン〕、ヘットン・コール・カンパニー一一・二万〔約二九・七万トン〕。 あった。三大炭坑企業の割当基準は、ダーラム伯=ラムトン卿の諸炭坑一六・二万〔約四二・九万トン〕、ロンドンデ 割当基準は二・三七万〔約六・二八万トン〕、ウェアの一炭坑企業当りのそれは六・七四万〔約一七・八五万トン〕で とタイン八二・九五万、ウェア五三・九万〔いずれもニューカスル・チョルドロン〕であった。タインの一炭坑当り "Lords' Report of 1829", p. 57; Dunn, op. cit., p. 75; Sweezy, op. cit., p. 87. 二八年度途中の追加・補正を含める
- またこの年の年間指示出荷率は≪一、○○○分の八一一≫(タイン、ウェア両地域の平均)であった("Lords' Report of
- 1829", p. 57-8; Dunn, op. cit., p.78; T.J. Taylor, op. cit., p.22)°

Sweezy, op. cit., p. 67-8.

- (P) "Commons' Report of 1830", p. 225; "Commons' Report of 1836", p. 12. Sweezy, op. cit., p. 80; Levy, op.
- (8) "Lords' Report of 1829", p. 58; Sweezy op. cit., pp. 88-90. cit., pp. 112, 120; Williams, op. cit., p. 38.

———九月二七日加筆

九七七年五月三〇日脱稿